

第六十八回 参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第四号

昭和四十七年三月二十二日(水曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動

三月十三日

辞任

工藤 良平君
中村 波男君

補欠選任

西ヶ久保重光君
占部 秀男君

説明員

厚生省業務局参事官
農省農政局参事官
通商産業省重工業局電子機器電機課長

川田 勤治君
豊田 勤治君
関山 吉彦君

小幡 八郎君

中村健次郎君
久良知章悟君
北川 俊夫君

○占部秀男君 大臣に、例の無過失賠償責任制度の問題で二、三お伺いをしたいと思います。

あとでいずれにしても法案となつて出てくるわけですから、そのときに法案の内容については詳しくひとつお伺いしたいと思います。

うとあります。

○國務大臣(大石武一君) 私ども、この法律案は何としても今国会で成立させたいと考えております。そういうわけで、できるだけ皆さまに早い機会に御審議をお願いして、十分の余裕を持つて、このほかにもいろいろな法案が大事なものございまますので、早い機会にこれを通過させていただきたいとお願いしているわけでございます。

で、私は、きょう後ほど衆議院の議連委員長に

お目にかかりまして、提案の推進方、早まるよう

に推進をお願いしようと考えております。できる

ならば、今週にも、おそらく委員会に付託になる

前に本会議にかかると思いますけれども、そい

うふうにお願いいたしたいと考えておる次第でござりますので、何とか今月中には審議に入れるものと考えておるわけでございます。

○占部秀男君 きのう、私は、長官の所信表明のあれを読まして、もらったのですが、公害対策の問題と自然保護の問題を中心、環境基準であるとか排出基準の強化であるとか、あるいはまた自

然公園の問題であるとか、土地の先取りに対する

交付公債の制度の問題であるとか、いろいろこま

かい施策が出ておるわけです。ところが、この被

害者保護のための無過失損害賠償責任制度につ

ては、この中で、法律を出すということだけが簡

単に説明をされているわけですが、どうも私は長

官の所信表明の内容としては、特に今度の議会の

場合には、これは少し軽く扱い過ぎるのではない

か、かように疑問を持っておるのですが、そい

う点についての長官の所信、ざっくりばらんな気持

ちをお伺いしたいのです。

○國務大臣(大石武一君) おぞらくこの無過失責

任制度に関する件が、まあ短い文章で書いてあり

ます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたしま

す。

○委員長(加藤シヅエ君) 公害及び環境保全対策

及び環境保全特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、工藤良平君及び中村波男君が委員

を辞任され、西ヶ久保重光君及び占部秀男君がそ

れぞれ補欠として選任されました。

○委員長(加藤シヅエ君) ただいまから公害対策

(公害及び環境保全対策樹立に関する件)

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査

○占部秀男君 大臣に、例の無過失賠償責任制度の問題で二、三お伺いをしたいと思います。

あとでいずれにしても法案となつて出てくるわ

けですから、そのときに法案の内容については詳

くひとつ伺いしたいと思いますが、主として

新聞によりますと、この制度の問題は、水質汚

濁防止法と大気汚染防止法と、この二つの法律の

改正というような形で出される、こういうことで

あります。が、二十一日ですから、きのう閣議決定

がされたんではないかと思うんですけど、ど

ういう状況になっておりますか。

○國務大臣(大石武一君) この無過失責任制度につきましては、お話をとおり、きのうの閣議でこ

れを決定いたしました。近く国会のほうにその法

案を提出いたすのでございますが、おっしゃると

おり、その内容は、水質汚濁防止法と大気汚染防

止法の二法の改正案といふことになつておるわけ

でござります。

○占部秀男君 近く国会へ出されるというんで

りますが、いつごろ、およそ国会へ出るものかで

すね、それをひとつお伺いをしたいと思うんで

す。

○占部秀男君 きのう、私は、長官の所信表明のあれを読まして、もらったのですが、公害対策の問題と自然保護の問題を中心、環境基準であるとか排出基準の強化であるとか、あるいはまた自

然公園の問題であるとか、土地の先取りに対する

交付公債の制度の問題であるとか、いろいろこま

かい施策が出ておるわけです。ところが、この被

害者保護のための無過失損害賠償責任制度につ

ては、この中で、法律を出すということだけが簡

単に説明をされているわけですが、どうも私は長

官の所信表明の内容としては、特に今度の議会の

場合には、これは少し軽く扱い過ぎるのではない

か、かのように疑問を持っておるのですが、そい

う点についての長官の所信、ざっくりばらんな気持

ちをお伺いしたいのです。

○國務大臣(大石武一君) おぞらくこの無過失責

任制度に関する件が、まあ短い文章で書いてあり

ます。

○委員長(加藤シヅエ君) 公害及び環境保全対策

及び環境保全特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、工藤良平君及び中村波男君が委員

を辞任され、西ヶ久保重光君及び占部秀男君がそ

れぞれ補欠として選任されました。

○委員長(加藤シヅエ君) ただいまから公害対策

(公害及び環境保全対策樹立に関する件)

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査

○占部秀男君 大臣に、例の無過失賠償責任制度の問題で二、三お伺いをしたいと思います。

あとでいずれにしても法案となつて出てくるわ

けですから、そのときに法案の内容については詳

くひとつ伺いしたいと思いますが、主として

新聞によりますと、この制度の問題は、水質汚

濁防止法と大気汚染防止法と、この二つの法律の

改正というような形で出される、こういうことで

あります。が、二十一日ですから、きのう閣議決定

がされたんではないかと思うんですけど、ど

ういう状況になつておりますか。

○國務大臣(大石武一君) この無過失責任制度につきましては、お話をとおり、きのうの閣議でこ

れを決定いたしました。近く国会のほうにその法

案を提出いたすのでございますが、おっしゃると

おり、その内容は、水質汚濁防止法と大気汚染防

止法の二法の改正案といふことになつておるわけ

でござります。

○占部秀男君 近く国会へ出されるというんで

りますが、いつごろ、およそ国会へ出るものかで

すね、それをひとつお伺いをしたいと思うんで

す。

○占部秀男君 きのう、私は、長官の所信表明のあれを読まして、もらったのですが、公害対策の問題と自然保護の問題を中心、環境基準であるとか排出基準の強化であるとか、あるいはまた自

然公園の問題であるとか、土地の先取りに対する

交付公債の制度の問題であるとか、いろいろこま

かい施策が出ておるわけです。ところが、この被

害者保護のための無過失損害賠償責任制度につ

ては、この中で、法律を出すということだけが簡

単に説明をされているわけですが、どうも私は長

官の所信表明の内容としては、特に今度の議会の

場合には、これは少し軽く扱い過ぎるのではない

か、かのように疑問を持っておるのですが、そい

う点についての長官の所信、ざっくりばらんな気持

ちをお伺いしたいのです。

○國務大臣(大石武一君) おぞらくこの無過失責

任制度に関する件が、まあ短い文章で書いてあり

ます。

○委員長(加藤シヅエ君) 公害及び環境保全対策

及び環境保全特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、工藤良平君及び中村波男君が委員

を辞任され、西ヶ久保重光君及び占部秀男君がそ

れぞれ補欠として選任されました。

○委員長(加藤シヅエ君) ただいまから公害対策

(公害及び環境保全対策樹立に関する件)

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査

○占部秀男君 大臣に、例の無過失賠償責任制度の問題で二、三お伺いをしたいと思います。

あとでいずれにしても法案となつて出てくるわ

けですから、そのときに法案の内容については詳

くひとつ伺いしたいと思いますが、主として

新聞によりますと、この制度の問題は、水質汚

濁防止法と大気汚染防止法と、この二つの法律の

改正というような形で出される、こういうことで

あります。が、二十一日ですから、きのう閣議決定

がされたんではないかと思うんですけど、ど

ういう状況になつておりますか。

○國務大臣(大石武一君) この無過失責任制度につきましては、お話をとおり、きのうの閣議でこ

れを決定いたしました。近く国会のほうにその法

案を提出いたすのでございますが、おっしゃると

おり、その内容は、水質汚濁防止法と大気汚染防

止法の二法の改正案といふことになつておるわけ

でござります。

○占部秀男君 近く国会へ出されるというんで

りますが、いつごろ、およそ国会へ出るものかで

すね、それをひとつお伺いをしたいと思うんで

す。

○占部秀男君 きのう、私は、長官の所信表明のあれを読まして、もらったのですが、公害対策の問題と自然保護の問題を中心、環境基準であるとか排出基準の強化であるとか、あるいはまた自

然公園の問題であるとか、土地の先取りに対する

交付公債の制度の問題であるとか、いろいろこま

かい施策が出ておるわけです。ところが、この被

害者保護のための無過失損害賠償責任制度につ

ては、この中で、法律を出すということだけが簡

単に説明をされているわけですが、どうも私は長

官の所信表明の内容としては、特に今度の議会の

場合には、これは少し軽く扱い過ぎるのではない

か、かのように疑問を持っておるのですが、そい

う点についての長官の所信、ざっくりばらんな気持

ちをお伺いしたいのです。

○國務大臣(大石武一君) おぞらくこの無過失責

任制度に関する件が、まあ短い文章で書いてあり

ます。

○委員長(加藤シヅエ君) 公害及び環境保全対策

及び環境保全特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、工藤良平君及び中村波男君が委員

を辞任され、西ヶ久保重光君及び占部秀男君がそ

れぞれ補欠として選任されました。

○委員長(加藤シヅエ君) ただいまから公害対策

(公害及び環境保全対策樹立に関する件)

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査

○占部秀男君 大臣に、例の無過失賠償責任制度の問題で二、三お伺いをしたいと思います。

あとでいずれにしても法案となつて出てくるわ

けですから、そのときに法案の内容については詳

くひとつ伺いしたいと思いますが、主として

新聞によりますと、この制度の問題は、水質汚

濁防止法と大気汚染防止法と、この二つの法律の

改正というような形で出される、こういうことで

あります。が、二十一日ですから、きのう閣議決定

がされたんではないかと思うんですけど、ど

ういう状況になつておりますか。

○國務大臣(大石武一君) この無過失責任制度につきましては、お話をとおり、きのうの閣議でこ

れを決定いたしました。近く国会のほうにその法

案を提出いたすのでございますが、おっしゃると

おり、その内容は、水質汚濁防止法と大気汚染防

止法の二法の改正案といふことになつておるわけ

でござります。

○占部秀男君 近く国会へ出されるというんで

りますが、いつごろ、およそ国会へ出るものかで

すね、それをひとつお伺いをしたいと思うんで

す。

○占部秀男君 きのう、私は、長官の所信表明のあれを読まして、もらったのですが、公害対策の問題と自然保護の問題を中心、環境基準であるとか排出基準の強化であるとか、あるいはまた自

然公園の問題であるとか、土地の先取りに対する

交付公債の制度の問題であるとか、いろいろこま

かい施策が出ておるわけです。ところが、この被

害者保護のための無過失損害賠償責任制度につ

ては、この中で、法律を出すということだけが簡

単に説明をされているわけですが、どうも私は長

官の所信表明の内容としては、特に今度の議会の

場合には、これは少し軽く扱い過ぎるのではない

か、かのように疑問を持っておるのですが、そい

う点についての長官の所信、ざっくりばらんな気持

ちをお伺いしたいのです。

○國務大臣(大石武一君) おぞらくこの無過失責

任制度に関する件が、まあ短い文章で書いてあり

ます。

○委員長(加藤シヅエ君) 公害及び環境保全対策

及び環境保全特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、工藤良平君及び中村

ますので、そのような御不審も抱いたかも知れませんが、決してこれは軽く考えておりません。これらは三年越しの問題でございまして、そんなことを国会で言らべきではなかつたと思うのであります。つい、島本虎三委員のそのような御質問がありましたので、政治責任をかけておりますといふことを話したわけでございますが、かように重いである字数は少ないのでございますが、そこの中には、当然、環境庁としての決意が十分入つておるところでありますので、そのようにひとつ御認識をいただきたいと思います。

○占部秀男君 長官からそういうような御答弁をいただいて、すんなりと美は了解をしたいのですけれども、今度の一まことにひつ御長官も三年越しだと言われましたが、確かに三年前の公害国会のときに、当時、私は、公害対策の参議院の委員長をしておりましたので、まさしくこのことを思い出すわけですね。一昨年の公害国会でこの問題は大きな懸案であったわけです。その前に、宇都宮の一日内閣ですか、あそこの繪理が、この無過失責任の問題についてやろうということについての、公約という言い方はどうかわかりませんが、ともかくそういう意向を出したわけです。一昨年の公害国会では、とうとうこれは出なかつた。そして昨年も、通常国会だと思いましたが、政府原案というものができなければ、これは大臣のほうの与党である自民党の内部事情がどうかわかりませんが、これまた出されなかつた。こういうよろくなところで、今度の国会では、この公約をいわば果たすわけですから、したがつて、環境庁としては、今度の国会で、いま大臣はいろいろ重大な法律案がありますといふことを言わされました。確かにあると思いませんけれども、その中でもこれは、確かに一番大きな、いわばこのことはやりことばで言えれば目玉商品ではないか

と私は思ふんです。それなのに、ほかのほうは相手に述べられておると言われるのですが、決意だけにすぎない。あまりに決意だけに過ぎちゃつて、何かどうも実もふたもないような感じがしておるんですが、重ねてひとつ大臣の所信をお伺いしたいんです。

○國務大臣(大石武一君)

私のこの法案に対する信念は、先ほど申し上げたとおりでございます。

この委員会における所信表明の中には、あまり触れることが短かつたということでございますが、やはり所信表明とは全般にわたつて申し上げなければなりません。なぜ政治情勢が熟しておらなかつたかといふいろいろな事情、私は、結局は、総体的に申しますと、その所信表明の原稿をつくりました当時は、まだ具体的な無過失責任制度の内容が、できておりません。はつきり申し上げますと、その所信表明の原稿をつくりました当時は、まだ具体的な無過失責任制度の内

容が、できておりません。なぜ政治情勢が熟しておらなかつたかといふいろいろな考えにしたい、このよろんな方向に持つていただきたいということは、構想はございましたけれども、また申し上げるようございますけれども、何としてもこれはぜひこの国会で成立させたいと願つてゐるものでございます。

○占部秀男君 私は、あとではつきり申しますが、今度の法律案の内容は、われわれは、不十分であると思っております。不十分であって、いよいよはいいものとして扱わなければならぬし、そういう考え方の中にはあるわけです。

それで、ひとつお伺いしておきたいのは、一昨年のいわゆる公害国会でなぜそれが出せなかつたのか。また、昨年政府原案というものが一応内部関係ではできたと思うんですけれども、それが国会で日の目を見なかつた。こういうことについても、自民党さんの内部の考え方方が相当影響したと私は思ふんですが、去年の前国会から環境庁長官になりますまでは、あまりこの具体的な内容に触れておりませんので、重ねてその点をお伺いしたい。

○國務大臣(大石武一君)

私は、実際去年まで

は、去年の前国会から環境庁長官になりますまで

は、あまりこの具体的な内容に触れておりませんので、重ねてその点をお伺いしたい。

○國務大臣(大石武一君)

私は、実際去年まで

は、去年の前国会から環境庁長官になりますまで

</

を通じまして了解を得まして、この法律案を国会に提案することになったわけでございますから、やはり自民党といえども、十分に時勢に順応しておるということがはつきり言えると思うのであります。

○占部秀男君 どうも他党の悪口のような形になつて、質問する私もやりにくいのですけれども、これは国民の大重要な問題ですから、ざつくばらんに言わぬと審議になりませんので、その点はひとつ大臣も御了解いただきたい。

では熱してきたので今度の法律の提案になつたのだ、こうお話しになつたのですが、私は、その大臣の見解とは反対であつて、決して熱してないのじゃないか、こういうことを言いたい。というのは、私は、いま二つの法律案の要請

を持っております。一つは、きのう閣議決定をした後の要綱であります。一つは、閣議決定以前のいわゆる環境原案と、こういう二つを持っておるわけです。これをどう比べてみますと、たとえ

ば無過失責任の一般的な規定、あるいはその対象になる公害のものとの物質的範囲、あるいはまた、無過失責任ですから、したがって、工場が多数の場合には共同責任の問題が出てくる、この行為者

そのものの、被害者のはうにも欠点があるような場合のしんしゃくの問題とか、こういう問題については、この法律案は両方とも同じなんですね。ただ、抜けているのは、いわゆる因果関係の推定

の各項が環境庁の原案にはあるけれども、今度の
閣議決定をしたこの二十一日の原案——これが今
度法律案になるのでしょうか、それにはないとい
うこと。つまり、大臣は、今度の法律案を出した
ということ自体がまあ一步前進である、自民党の
内部もなんじんできたのだと言われますけれども、
ある程度、決して全面的にそれは否定しませんけ
れども、この因果関係の推定の問題は、これは私
がいまさら言うまでもなく、無過失責任の制度の
法律の中では、これは新聞でもそ�ですし、学者

が言ふこともそうだし、国民の世論でもそろだ
し、被害者自身にとつてはもちろんそろですけれども、一番大きな柱なんですね。この柱をとられてしまつて、新聞等では、これは骨抜き法案だと言つておるので、佐藤内閣は、どうも公職選挙法の骨抜き以来、骨抜きがだいぶ好きなようだから、これは骨抜きをまたしたのかもしませんが、そういうふうに批評されておる。つまり骨を抜いてから出したのであって、骨を抜かないままでは出さない。それは必ずしも自民党の内部が、大臣の言われているように、この問題について相当の理解の前進を示したということは私は言えないのじゃないか。同時に、私は、ここが質問なんですが、大臣も、その骨を抜かれたことが恥ずかしくて、今度のあなたの所信表明の中には簡単にしか触れてなかつたのじゃないか、かのように私は勘ぐつてこれを読んだわけでありますけれども、率直なひとつ所信をお願いしたい。

○國務大臣(大石武一君) それでは、率直にいままでの考え方を申し上げます。

私は、この無過失の責任制度をつくる場合には、三つのことを考えておりました。一つは、まことに役立ち得る、公害の防止なり患者の救済に役立つものであるということ、もつと具体的に申しますと、要するに複合汚染、実は、硫酸化物を中心とした複合汚染も取り入れなければならぬということでござります。そういうことと、もう一つは財源の問題がございました。そのようないろいろな訴訟が起つりました場合に、ばく大な額になりますと一企業ではまさえ切れない、そのような場合には、企業界全体としてそのような財源を考へる必要があるんじゃないだろうか、企業が倒れるか倒れないかは別として、企業がつぶれば補償はできません。賠償はできません。そういう意味で、日本の企業全体で、これに対する可か

が言ふこともそうだし、國民の世論でもそうだ
し、被害者自身にとつてはもちろんそうですけれど
ども、一番大きな柱なんですね。この柱をとられ
てしまつて、新聞等では、これは骨抜き法案だと
言つておるのでですが、佐藤内閣は、どうも公職選
挙法の骨抜き以来、骨抜きがだいぶ好きなようだ
から、これは骨抜きをまたたのかもしません
が、そういうように批評されておる。つまり骨を
抜いてから出したのであって、骨を抜かないまま
では出さない。それは必ずしも自民党の内部が、
大臣の言われているように、この問題について相
当の理解の前進を示したということは私は言えな
いのじゃないか。同時に、私は、ここが質問なん
ですが、大臣も、その骨を抜かれたことが恥ずか
しくて、今度のあなたの所信表明の中には簡単に
しか触れてなかつたのではないか、かのように私は
勘ぐつてこれを読んだわけありますけれども、
率直なひとつ所信をお願いしたい。

私は、この無過失の責任制度をつくる場合には、三つのことを考えておりました。一つは、まずこれを提案するということ、このようなものの考え方、この政治の考え方をこじて、やはり日本

の行政を打ち立てるということ、これはひとつ重
大な問題だと思ひます。その場合には、それが十
分に役立ち得る、公害の防止なり患者の救済に役
立つものであるということ、もつと具体的に申し
ますと、要するに復合汚染、臭気、音質等々に對

中心とした複合汚染も取り入れなければならぬ
ということです。そういうことと、もう
一つは財源の問題がございました。そのようない
ろいろな訴訟が起きました場合に、ばく大な額
になりますと一企業ではまさえ切れない、そのよ
うな場合には、企業界全体としてそのような財源
を考える必要があるんじゃないだろうか、企業が
倒れるか倒れないかは別として、企業がつぶれ
ば補償はできません。賠償はできません。そうい
う意味で、日本の企業全体で、これに対する何か

お互いの拠出、積み立て金か基金か、あるいは保険金かわかりませんが、何らかの形で、企業者自体の責任において、その基金と申しますか、それをつくる必要があるんじゃないだろうか。私は、この三つの点をことに船後局長にも話をしまして、そのような方向でこれを進めるように言ってまいりました。

実は、去年の末あたりまでは、この因果関係の推定ということは考えておりませんでした、私は。しかし、それまでの判例では、大体無過失のようないいふべきを裏に考えておらなかつたので、そういうことがあります。その後、ただ、御承知のように、これは新しいものの考え方、政治的考え方であり、民法の大きなもの例外であるということで、私は、法律的にあやまちがあつてはいけないということを十分に懸念いたしまして、そうして我妻栄先生とか、その系統の方々並びに内閣の法制局長官をされた林修三さん、そういう方々を顧問にお願いいたしまして、何回も御会願いまして、この法律についての御検討をいただいたわけでござります。その結果、法的には間違ひがないと、それから、いま言つたように、複合汚染、ことに硫黄酸化物ばかりではなくて、粉じんであるとか、あるいは窒素酸化物であるとか、その他いろいろのものも入るようになつたといふことでござります。さらに、私も考えておりませんでしたが、要するに寄与度の少ないものに対するしんしゃくの条項でござりますね、中小企業で、特に汚染に対する寄与度の少ないものはしんしゃくして賠償を安くすることができますといふこと、これもまあ中小企業対策になりますが、そういうことも入りました。この因果関係の推定がそのようないろいろな皆さまの会合の中で出てきたわけでございます。そのとき、多くの皆さま、我妻先生はじめ皆さまのお考えは、因果関係の推定ということはあつてもなくても結果は同じことだという御判断でございました。あつても、なくとも、いまの判例その他からいって、これまで、これまでよほどのこと

お互いの拠出、積み立て金か基金か、あるいは保険金かわかりませんが、何らかの形で、企業者自身の責任において、その基金と申しますか、それをつくる必要があるんじゃないだろうか。私は、この三つの点をことに船後局長にも話をしまして、そのような方向でこれを進めるように言ってまいりました。

実は、去年の末あたりまでは、この因果関係の推定ということは考えておりませんでした、私は。しかし、それまでの判例では、大体無過失のようないくつかの判例になつておられますので、そういうことを実は別に考えておらなかつたのでござります。その後、ただ、御承知のように、これは新しいものの考え方、政治の考え方であり、民法の大さな例外であるということで、私は、法律的にあやまちがあつてはいけないということを十分に懸念いたしまして、そうして我妻栄先生とか、その系統の方々並びに内閣の法制局長官をされた林修三さん、そういう方々を顧問にお願いいたしまして、何回も御会合願いまして、この法律についての御検討をいただいたわけでございます。その結果、法的には間違いがないと、それから、いま言つたように、複合汚染、ことに硫黄酸化物ばかりではなくて、粉じんであるとか、あるいは管渠接続物

であるとか、その他のいろいろのものも入るまではなったなどといふことでござります。さらに、私も考えておりませんでしたが、要するに寄与度の少ないものに対するしんしゃくの条項でござります

ね 中小企業で、特に汚染に対する寄与度の少ないものはほんしゃくして賠償を安くすることができるということ、これもまあ中小企業対策になりますが、そういうこともありました。この因果関係の推定がそのようないろいろな皆さま方の会合の中で出てきたわけでございます。そのとき、多くの皆さま、我妻先生はじめ皆さまのお考えは、因果関係の推定ということはあつてもなくても結果は同じことだという御判断でございました。あつてもなくとも、いまの判例その他からいって、これはこゝにまぎれもなく、この

いいだらうという御意見でございました。私は、これをいろいろ検討しまして、あつてもなくともいいなら、なおのこと入れたらよからうと、それは要するに環境庁の公害に対する強い姿勢を示すことができる、信念を示すことができるといふ意味合いから、そのような考え方から、私は、入られたほうがいいということを主張したわけでもあります。そうしてそのような構想ができるがりました。

ところが、その後、これを国会に提案するためには、いろんな各方面的折衝がござります。自民党内部の折衝や、法務省、通産省その他のいろいろな折衝がございます、その過程におきまして。それから、いろんな各企業方面からの御意見もございました。そういうものをいろいろとしんしゃくいたしました結果、法務省の民事局の言うには、やはりこれは決して裁判の結果には変わりはない、ですから、どちらでもいいようなものではあるけれども、これがかりにいまいな規定の範囲が入つておりますと、将来、これが一人歩きをして、あらゆる場合にこの考えが出てまいりますと、非常に混乱を起こすおそれがある、そのようなおそれがないわけではないといふ御意見がございまして、そういうことを考えました。また、これに対しても、財界でも——財界といつぱりは、大中小企業を問わず、みんなが非常な先ほど申しましたような先に対する不安の念がございました。はつきり理解がないために、非常なこれに対する不安の表明がございました。そういうことをいろいろ勘案しまして結果、この条項は決して大体大筋は通っていると、私は、これで大体もう一応の意味があると判断いたしました。もちろん、今後、この責任制度がこれだけで終わるわけではありませんでございませんで、いろんなものがこれにつけ加わってまいります。大きな一つの体系にしなきやなりません。そういう意味で、これだけでもまず橋頭堡にはなり得ると、今後、この患者救済の大きな総合的な対策の一つの橋頭堡にはなり得

私は、これがなくてもこの実効はあるといふとでござりますし、問題は、この制度を打ち立てることで——多少自分の気持ちとしては後退しておられますけれども、このような姿勢を示したのでござりますから、一応ここで落ちついたことになります。たわけでございます。

○占部秀男君 いま政治の中にこういう制度を打ち立てるということ、また法の対象として複合性のあるものやいろんなものをとらえるという長官のお気持ちは、これである程度通つたと、こういふ点については、私ども全く評価をしないといふことはないであります。しかし、長官がいま言われた内容については、どうしても納得ができないのです。この条項があつてもなくとも、率直に平たいことばで言えば、たいした変わりはないんだとか触れますすし、さらにはまた法案がきてからじつと触れてみたいとも思つております。

その前に、新聞の伝えるところによると、この原案をきめてから後、十日の日の長官の記者会見で、無過失損害賠償のほうの環境庁の原案は、私自身は不十分と思っておるけれども、現時点では必要にして最小限の法律で、これ以上は譲れないふうだと、こういうことを十日の日に記者会見の中でも長官が言われたということが談話で新聞に載つておるわけです。これはもちろん閣議決定以前の、いま言った因果関係の推定の条項の入つておる環境庁の原案であると思うんですが、十日の日にそう言つたやつがこの十六日の例の党その他との争い合いの中、特に二十一日の閣議決定、こういう中でわざかの間にこれが変わつていいつているわけですね。そななると、長官がいま言われたように、たいてい変わらないんだというようなことばをそのまま国民党は信用はできないということになつてしまふわけです。長官は少なくとも、きのう二十一日とすれば、十日というとわざか十日前ですね、

十日間前には、この因果関係の推定の条項の入った環境庁の原案は私としては不十分であるけれども最小限度のものだと、これ以上は譲れないんだということを公式に記者の諸君の中で話をしているんですね。それが十日後にはひっくり返つてしまったというのでは、幾らあなたが因果関係の推定の条項があろうとなからうとしたいことはないんだと言つても、これは世間では通用しないところをなぜ抜いて、そうしてこの原案、二十一日の閣議決定の原案になつたのか、その点についてざくばらんにひとつ所信をお伺いしたい。

○國務大臣(大石武一君) 今月の半ばまでの私の考え方、信念は、ただいまおっしゃられたとおりでござります。これが必要にして最小限度のものであるという考え方でございました。そして何としてもこの考え方でこの法律案をまとめ上げたいと願つておりました。しかし、現実には、そろそろやりませんでした。いろいろな事情がございます。やはりこの法律案に対する理解度なり、あるいは危惧、そういうものがたくさんあちこちにござります。そういうもののいろいろな関係によりまして、どうしてもこれを削らなければ提案できにくといふよくな判断に立ちました。岐路に立ちました。そこで、最後の決定を考えたわけでございますが、私は、何としてもこのような無過失責任制度をこの行政の一つの骨にすることが一番大事である、そしてそれが効果あるためには、やはり複合汚染を認めることが大事である、この二つが骨子であると考えました。いま申しましたのが因果関係の推定は、私は、詳しい法律のことばかりませんか、いろいろなお話によりまして、いま言つたような大体の解釈のとおりでございまつた。が、ただ、私は、政治の姿勢として、環境庁の姿勢として、環境庁の姿勢として、環境庁の姿勢として、

と思つたのでござります。しかし、これがあることによって、いたずらに一部の不安、企業界の不安を起こし、混乱を起こすとなると提案できにくくなるかもしません。そういう判断のもとに、迷いましてけれども、一応これを削つても、この無過失賠償制度を成立させることがより意義あると判断いたしました。そういう意味では、私は、不本意でござりますけれども、そのような立場からこれは削つたわけでござります。しかし、いずれこのよきな姿勢が今後とも必要なことになりますれば、またあらためてこれを修正することができると考えておりますので、一步この際は下がつたということになるわけでござります。

確かに裁判所の判例は、富山地裁のイタイイタ病院訴訟あるいは新潟地裁の阿賀野川水銀中毒症決、前橋地裁の早川メッキ廃液事件判決などで、因果関係については統計的手法の疫学的立証で推定しているが、まだその例は少ないんだ。推定している例はまだまだ少ないんだ。あらゆる裁判所、あらゆる裁判官が進むけれども、この規定が限らない。法律上の推定規定がないと、裁判官の判断に左右される。また推定規定があると、比較的スムーズに裁判が進むけれども、この規定がないと、また一審だけで三年、控訴すれば十年裁判、いろいろなことが繰り返されるんじゃないのか。

こういうことを言っておるわけですね。被害者になつてみると、いわゆるこれは法案の中でも、あとで詳しく聞きますけれども、閣議決定をした大気汚染防止法あるいは水質汚濁防止法、たとえば大気汚染の場合は二十五条、これに無過失責任として賠償を負うということは確かに規定としてはできておりますけれども、これはある程度因果関係の類推をさせるという事実が法的になれば、これは訓示規定的なもの、いわゆる道徳規定的なもの、何というか、ほんとうの役に立たない規定的なものにはくはなっていく危険性が多いんじゃないかと思うんですよ。というのは、立証するためには、ぼくが言うまでもなく、たひたひこの委員会ではやっておるんですが、立証が非常にむずかしいということと、そのため長年月裁判がかかるということから、被害者の中では途中でやめたり、途中でどうにもならなくなつた人たちが出てくる。こういうような事情の中で、野村さんが言っておるようには、私は、これは必ず出てくる、こういうふうに思ふんです。そういうような意味合いからいっても、削つたということは、これはもう大臣の言われるようだ、削らうが削るまいが、たいした違いはないというようなことばかりで、私は納得できない。この因果関係の推定の条項を削つたことによって、こうした問題の被害者への救済措置は、相当この推定がある場合に比べ

て後退せざるを得ない、かようになつぱらんに考へているんですが、大臣のお考へはいかがですか。

○國務大臣(大石武一君)

私は、必ずしもそうと

は考へません。要するに、これは裁判官の私は判斷だと思います。

患者側なり、原告側、被告側の考え方だと思いま

す。ですから、この規定があろうとなからうと、私は、裁判官の判断は変わるものと思います。

ただし、何年かかるかということは、一審二審三審

と、そういうことがありますから、要するに加害者、被害者のものの考え方だと思いま

す。別にこれによって、因果関係の推定の項があ

るからといって控訴する、上告するしな

いということは別だと思います。そういう意味で、私は、あるにこしたことはないと思います。

おつしやるように、ある程度の影響あるかもしれません

が、私は、これですが全部おくれてしま

う、そんな判決がつかないと考えておりませ

ん。おつしやるとおり、判例の積み重ねによりま

して、それが実績になるわけですから、やはりこ

ういうものがあつたほうが、なるほど形の上で

は、気持ちの上ではできやすいと思いますけれど

も、今後いろいろとそういう判例が重ねられてま

りましょ。そういうことによつて方向が確立

すると思います。また、かりに、もしこのような

条項が必要ならば、今度は残念ながらいろいろな

事情で削りましたけれども、また近い将来必要な

らば、これは当然取り入れることもできます。こ

れは一つの制度が確立していくれば、いろいろな新

しい発展もできると思いますので、今回はこれで

一応退いたわけでございます。

○占部秀男君

ぼくがいま質問したのは、大臣が

答弁されたように、この因果関係の推定の規定が

ないために、裁判官の判断が変わるとか変わらないとか、そういうことを言つたんじゃないんです

よ。この法律自体は何のためにつくられたわけですか。この無過失責任制度の問題は、被害者、公害で被害を受けた人をよりよく救済してやろう、

こういうところからこれは入つたわけでしょう。裁判官の判断をより正しくやるために入つたわけでは私はないとと思う。そんな行政が司法の干犯な

んてできるわけないんですよ。被害者をいかにし

断だと思います。裁判官の判断と、これに対する

患者側なり、原告側、被告側の考え方だと思いま

す。ですから、この規定があろうとなからうと、私は、裁判官の判断は変わるものと思います。

ただし、何年かかるかということは、一審二審三審

と、そういうことがありますから、要するに加害者、被害者のものの考え方だと思いま

す。別にこれによって、因果関係の推定の項があ

るからといって控訴する、上告するしな

いということは別だと思います。そういう意味で、私は、あるにこしたことはないと思います。

おつしやるように、ある程度の影響あるかもしれません

が、私は、これですが全部おくれてしま

う、そんな判決がつかないと考えておりませ

ん。おつしやるとおり、判例の積み重ねによりま

して、それが実績になるわけですから、やはりこ

ういうものがあつたほうが、なるほど形の上で

は、気持ちの上ではできやすいと思いますけれど

も、今後いろいろとそういう判例が重ねられてま

りましょ。そういうことによつて方向が確立

すると思います。また、かりに、もしこのような

条項が必要ならば、今度は残念ながらいろいろな

事情で削りましたけれども、また近い将来必要な

らば、これは当然取り入れることもできます。こ

れは一つの制度が確立していくれば、いろいろな新

しい発展もできると思いますので、今回はこれで

一応退いたわけでございます。

○占部秀男君

ぼくがいま質問したのは、大臣が

答弁されたように、この因果関係の推定の規定が

ないために、裁判官の判断が変わるとか変わらないとか、そういうことを言つたんじゃないんです

よ。この法律自体は何のためにつくられたわけですか。この無過失責任制度の問題は、被害者、公害で被害を受けた人をよりよく救済してやろう、

私は、やはり間接的には、これはお話のとおり、被害者の救済のための役に立つと思います。それはつまりこのような強い姿勢であるということが

はつまりこのようないわゆる無過失の問題です。

裁判官の判断をより正しくやるために入つたわけ

では私はないとと思う。そんな行政が司法の干犯な

んてできるわけないんですよ。被害者をいかにし

断だと思います。裁判官の判断と、これに対する

患者側なり、原告側、被告側の考え方だと思いま

す。ですから、これが法律的に無過失であると思

失であると、そのような公害病を出してはなら

ないという自覚を与えることに役立つと思いま

す。そういう意味では、おつしやるとおり、間接

的な患者に対する問題はあるかと思いますが、い

ずれそういうことがどうしても必要ならば、来年

でも再来年でも、そういうことはできるわけでござりますから、そういうようにいたしたい。御理

解をいただきたいのでござります。

○占部秀男君

どうもあとのほうのことばを言つてくれなきゃがまんしょくと思つたんだが、あと

じやなくて、たとえば表で雷にあってずぶぬれになつたと同じように、自分は悪くないのですよ。

うつておけますか。公害という、自分自身の原因

性格からして、被害者の方に対しても国家としてほ

うつておけますか。公害といふ、自分自身の原因

じやなくて、たとえば表で雷にあってずぶぬれになつたと同じように、自分は悪くないのですよ。

うつておけますか。公害といふ、自分自身の原因

じやなくて、たとえば表で雷にあってずぶぬれになつたと同じように、自分は悪くないのですよ。

うつておけますか。公害といふ、自分自身の原因

じやなくて、たとえば表で雷にあってずぶぬれになつた同じように、自分は悪くないのですよ。

うつておけますか。公害といふ、自分自身の原因

じやなくて、たとえば表で雷にあってずぶぬれになつた同じように、自分は悪くないのですよ。

うつておけますか。公害といふ、自分自身の原因

よろとしていろいろな手を使つたために一年で済むものが二年になり、三年になり、十年になる。それが現状なんです。その現状の上に立つて今回の

法律改正が行なわれたわけであります。そうした

場合に、あくまでもわれわれは被害者のために今

度の改正の内容がいいか悪いかということを起点

にして考へなければなりません。裁判官の

判断なんて、これは向こうがやればいいんであつて、被害者の利益を守るために、いま言つたよ

うに、一審だけでも三年だと、十年裁判、こう

いうことになることは、公害という法的な対象の

判斷なんて、これは向こうがやればいいんであつて、被害者の利益を守るために、いま言つたよ

うに、一審だけでも三年だと、十年裁判、こう

いうのがその意見の大部分だったよう

に思いました。

そこで、二、三これに関連をしてお聞きをして

おきたいことは、これは程度の差はどうあらうと

も後退であるといつて大臣自身が認めておるこ

ろなんですが、これを二十一日の開議決定をする

前に、環境庁の原案に対する通産省と法務省が

新聞によりますと、特にいま言つた因果関係の推

定の問題については反対であつたんだ、こういう

ことがいろいろな新聞に報道されておるのです

が、この点は事実としてあつたかないか。あつた

とすれば、どういう点を通産なりあるいは法務省

なりが主張したのか、こういう点をお聞きしたい

と思う。

○國務大臣(大石武一君)

反対といましても

これは必ずしも新聞に詳しいこと出ていたわけ

ですから。まあ、それやるとまた……。

私は、大臣を責めるのじゃなくて、内容の問題

についてやつておるのであから、これ以上は言

いませんが、いま大臣の言われた中で、私は、特に

大臣に今後この問題について注意をしてもらいた

い点があるのです。というのは、いま大臣のお話

の中にも、因果関係の推定の条項を盛るか盛らな

い点があるのです。ただ、先ほど申しましたように、必ず置

けに当たつた局長にお答えさせたいと

思います。裁判官としては別にそつた反対でございませんでした。ただ、先ほど申しましたように、必ず置

けに当たつた局長にお答えさせたいと

思います。裁判官としては別にそつた反対でございませんでした。ただ、先ほど申しましたように、必ず置

けに当たつた局長にお答えさせたいと

思います。

そこで、二、三これに関連をしてお聞きをして

おきたいことは、これは程度の差はどうあらうと

も後退であるといつて大臣自身が認めておるこ

ろなんですが、これを二十一日の開議決定をする

前に、環境庁の原案に対する通産省と法務省が

新聞によりますと、特にいま言つた因果関係の推

定の問題については反対であつたんだ、こういう

ことがいろいろな新聞に報道されておるのです

が、この点は事実としてあつたかないか。あつた

とすれば、どういう点を通産なりあるいは法務省

なりが主張したのか、こういう点をお聞きしたい

と思う。

○國務大臣(大石武一君)

私は、この因果関係の

推定の条項を削ったからといって、直接の患者の

考へるんですけど、この点だけははづくばん

にひとつ大臣の御見解を承りたい。

被害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。環境庁の原案よりは被

害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。環境庁の原案よりは被

害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。環境庁の原案よりは被

害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。

そこで、二、三これに関連をしてお聞きをして

おきたいことは、これは程度の差はどうあらうと

も後退であるといつて大臣自身が認めておるこ

ろなんですが、これを二十一日の開議決定をする

前に、環境庁の原案に対する通産省と法務省が

新聞によりますと、特にいま言つた因果関係の推

定の問題については反対であつたんだ、こういう

ことがいろいろな新聞に報道されておるのです

が、この点は事実としてあつたかないか。あつた

とすれば、どういう点を通産なりあるいは法務省

なりが主張したのか、こういう点をお聞きしたい

と思う。

○占部秀男君

ぼくがいま質問したのは、大臣が

答弁されたように、この因果関係の推定の規定が

ないために、裁判官の判断が変わるとか変わらないとか、そういうことを言つたんじゃないんです

よ。この法律自体は何のためにつくられたわけですか。この無過失責任制度の問題は、被害者、公害で被害を受けた人をよりよく救済してやろう、

損害賠償請求権を削除するわけですか。それから、

裁判官の判断が長引くかどらかといつて、直接の患者の

考へるんですけど、この点だけははづくばん

にひとつ大臣の御見解を承りたい。

被害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。環境庁の原案よりは被

害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。環境庁の原案よりは被

害者の救済問題では大きく一步も二歩も後退して

いる、今度のこの法律案の内容は、さよならに私は

明確にしていただきたい。

そこで、二、三これに関連をしてお聞きをして

おきたいことは、これは程度の差はどうあらうと

も後退であるといつて大臣自身が認めておるこ

ろなんですが、これを二十一日の開議決定をする

前に、環境庁の原案に対する通産省と法務省が

新聞によりますと、特にいま言つた因果関係の推

定の問題については反対であつたんだ、こういう

ことがいろいろな新聞に報道されておるのです

が、この点は事実としてあつたかないか。あつた

とすれば、どういう点を通産なりあるいは法務省

なりが主張したのか、こういう点をお聞きしたい

と思う。

○占部秀男君

ぼくがいま質問したのは、大臣が

答弁されたように、この因果関係の推定の規定が

ないために、裁判官の判断が変わるとか変わらないとか、そういうことを言つたんじゃないんです

よ。この法律自体は何のためにつくられたわけですか。この無過失責任制度の問題は、被害者、公害で被害を受けた人をよりよく救済してやろう、

損害賠償請求権を削除するわけですか。それから、

存じのとおり、基本法の二十七条でこれはできておる諮問機関であります。進歩的に先へ進もうといふものの足を引つばるようなことをこの諮問機関がするようなことになつたら、一体、その委員会はどんな委員が出ておるのか、そういうことからこれは調べていかなければならぬ問題になつてくるのですが、きょうは時間がありませんから、そういう事実があつたかないかを一つ。
それからもう一つは、御存じのように、富山の市で、市内の三菱アセテートでしたが、その他七つの企業と公害防止協定をきのう実は締結をする予定であつたといらんですね。その内容は、環境庁の前の原案を出して、たとえば排出基準が法にかなつたとしても、被害が出た場合には過失責任でこれは企業が相当の責任を負うのだといらごとまで協定の中に織り込んである。そういう協定だということなんですね。ところが環境庁のが今度これを抜いたといふことから、富山のこの協定がまた影響されではならぬと思うのです。特に環境庁の行政指導としては、そういう点については制約をするよりは、むしろ奨励をするくらいにいつてもらわぬといかぬと思うんですが、その二つの点で大臣の率直な御意見をお聞きしたい。
○國務大臣(大石武一君) 中公審につきましては、今回これをそこにおはかりする必要はないかつたのであります、一応内容を説明するという意味で、総合部会の方々においていただきまして、二日間にわたって説明をし、質問をもらいました。おっしゃるとおり、その中には相当の方々がこれに対して批判的な意見であつたことは、そのとおりであります。しかし、それはやむを得ないことです。ただ、ああいう審議会といふものは、一般的に私はきらいなんです。今までの審議会といふのは、みな役所の隠れみのになりますて、役所の都合のいいように動いているのが審議会の大多数だと思うのです。その審議会の委員なんといふものは、十も二十もみんな委員を兼ねまして、そのときの思いつきによつて意見を出すという方が多かつたのぢやないか。私はきらいな

んでありますが、御承知のように、公害問題といふものは、これは新しい分野であります。したがつて、これから総合的な大きな対策を立てなければならぬ。それにには日本の英知を集めまして、そういう大方のいろんな見識なり知識といふものを借りなければならぬ。そういう意味で、私は、環境庁の中公審というものは尊重をいたしまして、それだけの権威のあるものになつていただきたく願つておるわけでございますが、そういう意味では、決して役所の言いなり次第になるような方ではありませんので、いろいろな反対な御意見があつても、私は、けつこうだと思っておるわざでございます。

ても積極的な姿勢をとられたことが昨年八月七日の環境庁事務次官の通知ということになつてあらわれていると思います。しかしながら、実際問題はたしてイタイイタイ病の救済が次官通知のように行政が動いているかどうか、こういう点について質問したわけであります。

そこで、事務当局にまずお答えいただきたいことは、十五人の鑑別診断班がおられます。これを十五人の委員会とかりにいたします。そのほかに七人の、救済制度におけるイタイイタイ病にかかる公害病認定条件に関する研究という委員会がございます。かりにこれを七人の委員会といたします。この十五人の委員会並びに七人の委員会についての四十六年度予算は幾らなのか、四十七年度予算は幾らなのか、この点についてお答えをいたさたい。

○政府委員(船後正道君) 鑑別診断班、先生御指摘の十五人であります。四十六年度の委託費は四百万円でござります。それから、公害認定に関する班でございますが、七人でござります。これは四十六年度百五十万円でございます。なお、四十七年度につきましては、四十六年度の実績、四十七年度の作業計画等を勘案いたして今後配賦額を決定することになります。

○小平芳平君 ということは、四十七年度はないわけですか。

○政府委員(船後正道君) この種の研究は、大ワクといったしまして調査研究費というのがあるわけでございまして、その中から、前年度のいろいろな研究の進捗状況等も考慮に入れながら、新年度の実行予算をつくる際に額を考えることにしております。

○小平芳平君 それでは、その実行予算の段階で、必要があれば予算是取れるというふうに理解してよろしくうございますね。

○政府委員(船後正道君) 前年度に解決いたしました場合を除きまして、なお継続する必要があつて、

ないかということを含めまして、実行予算の際に配慮することにいたしております。

○小平芳平君 そこで、十五人の診断班は、きょうやっているわけでしょう。で、大体この十二月二十四日[に]要観察地域五地域については心配ないと、そして新聞報道によりますと、要観察からはず、十五人の人が継続的な検査はやりますが、要観察からはずすと、こういうようにこの研究班が発表しているというふうに報道されておりますが、そのとおりですか。

○政府委員(船後正道君) 先生の御質問は五地域についてでございますが、五地域につきましては、今後もさらに引き続き研究してまいるわけでございまして、特にこれを要観察地域からはずすほうがいいというような意見は、われわれは承知いたしておりません。

○小平芳平君 そうじゃなくて、要観察地域の指定は大臣でしょ、違いますか。大体この研究班に環境庁は何を委託しているんですか。

○政府委員(船後正道君) 御承知の暫定対策要領に基づきまして、要観察地域につきましては種々の健康調査をいたしておるわけでございますが、それを最終的に判断する、カドミウムの慢性中毒症があるかどうか、イタイイタイ病があるかどうかといったことも含めまして、医学上の見地からの御判断をこの研究班にお願いしておるわけでございます。

それから、要観察地域に指定するかどうかといふことは、御指摘のとおり、環境庁で決定する問題でござります。

○小平芳平君 そういたしますと、地域の指定は環境庁、ところがこの方がカドミウム被害者であるか、イタイイタイ病であるかないか、それをきめるのはだれですか、研究班がきめるんですか。

○政府委員(船後正道君) 非常にむずかしい専門的な知識を要する判断でございますので、研究班で、御依頼してございます各界の権威の先生方の協議検討によりましてそのような医学上の問題は

きめていただと、こうしたことになつております。

○小平芳平君 それは何の法律に基づいてそういうことをやるのですか。

○政府委員(船後正道君) 法律上の根拠はございません。行政上の判断を得るために有力なる材料としてこの研究班に委託いたしておるわけでござります。

○小平芳平君 そうすると、法律上には根拠がないが、要は研究班に環境庁が白紙委任をするんだとえれば最近報道された兵庫県生野町のこれらの方々がはたしてカドミウムによる健康被害であるかないか、それは研究班に白紙委任しちゃつたと、環境庁が判断する余地はないのだと、こういうことです。

○政府委員(船後正道君) 医学上の判断につきましては、このような専門家のグループの御判断をお聞きしておることでございます。

○小平芳平君 それは医学上の問題、法律上の問題、科学上の問題、いろんな問題がありますね。

それについて大石長官が、私は審議会はきらいだとおっしゃつたけれども、各種審議会が設けられておりますが、しかし、大体、審議会は大臣に答申するわけでしょう。大臣の責任でされるわけであります。政府の責任で。けれども、この審議会だけは白紙委任だと、そういうたてまえでよろしいですか、大臣。

○政府委員(船後正道君) ただいま申しましたように、個々の患者の症状等につきまして医学上の判断を下すことはこの研究班に委託いたしております。法律上の関係につきましては、最終的には被害者救済法があるわけでございまして、この被害者救済法に基づくところの公害病として指定するかどうか、あるいはその公害病につきまして指定地域とするかどうかといふ問題が残つております。法律上の関係につきましては、最終的には

知事でしようが、そうでしょう、違いますか。患者の認定は県知事であり、地域と疾病については大臣がきめることになつてゐるでしょう。その場合に、最初指摘しましたせつかくの次官通知も、

各県とも環境庁待ちなんです。環境庁はこの診断班待ちなんです。そこで一つも行政が進んでない。たとえば富山県では、要観察者からはずしてあるでしょ。三人の人が現在要観察者であつて、百数十人の人がすでに要観察者からはずされている、解除されている。じゃ、県として、このすでに解除された人でもなおかつ病院で治療を受けている人があるが、その治療を受けている人はほつたらかして何の手も打つてない。何をやつてあるんだといえれば環境庁待ち、これが現状じゃないですか、いかがですか。

○政府委員(船後正道君) 先ほど来申しておりますように、この研究班では、要観察地域につきましての種々の健康調査のデータに基づきまして、医学上の見地から検討いたしておるわけでござります。それらの人々を行政上あるいは法律上ど

よくな救済をするかといふのは、また別の問題でございまして、このような医学上の判断といふのを基礎にしながら、それぞれのケースに即して実施しておるという体制になつておるわけでござります。

○小平芳平君 ジヤ、富山県は何をやりましたか、次官通知に基づいて何をやりましたか。

○政府委員(船後正道君) 昨年、水俣に関連いたしまして出しました次官通達は、救済法に基づく県知事の認定を行ないます場合に、従来、指導の不徹底であったといふ点にかんがみまして、種々のことを明らかにして、県あてに法の運用に公正を期するよう通達したわけでござりますから、特にこれに基づいてどのような行為をしたかといふことは非常に区分しがたいでござりますけれども、通達以後の救済法に基づく公害病患者の認定につきましては、関係府県とも、いずれもあの御判断を基礎にしながら環境庁においてきめる通達の趣旨もつて運用しておるというような観

○小平芳平君 何もやつていないので。八月七日の次官通知に基づいて各県がカドミウム被害者は神通川の流域だけでござります。その地域における患者の認定につきましては、先ほど来申しました次官通達の趣旨に従つて認定を進めることでございまして……。

○小平芳平君 何を認定したか。

○政府委員(船後正道君) 新たに患者があつた場合には、それをそれぞれ県のほうで所定の手続をもつてやつてあることになるわけでございますが、その他の地域につきまして、いわゆる要観察地域につきましては、これは先ほど来申しておられますよう、この研究班では、要観察地域につきましての種々の健康調査のデータに基づきまして、医学上の見地から検討いたしておるわけでござります。それらの人々を行政上あるいは法律上ど

よくな救済をするかといふのは、また別の問題でございまして、このような医学上の判断といふのを基礎にしながら、それぞれのケースに即して実施しておるという体制になつておるわけでござります。

○小平芳平君 何もやつていないのに、抽象的にやつています。やつてますといふのではだめじゃないですか、そういうことじや。要はこの認定条件に関する研究が一番の問題です、いまの一つ。

もう一つは、十五人の委員会が、過去において五地域にはなかつた、そうして新たにきょう二地域を検討して、ここにもなかつたと言つてしまえば、大石長官ね、白紙委任しちゃつているんですねから、一体、行政は何のための行政、次官通知は何のための次官通知かということになりませんですか。

○国務大臣(大石武一君) 患者の認定ということは、これはきわめて私は慎重にしなければならないと思います。ただし、認定する場合には、先ほどの通達の精神を盛つた、そのような認定条件をつくるというふうなことにいたしておるわけになります。

ただ、イタイタイ病、ことに富山県のイタイタイ病につきましては、患者認定の条件に関する研究がまだ実は十分ではございません。そういうことで、ことし四十六年度からイタイタイ病にかかる公害病認定条件に関する研究を進めておりまして、御承知のように、あるいは七人でございましたが、その委員会をつくりまして、認定条件の的確な一八月四日でございましたが、次官通達の精神を盛つた、そのような認定条件をつくるというふうなことにいたしておるわけになります。

○小平芳平君 そこで、二つの問題がありまして、一つは、認定条件をきめられる七人の委員会で、あの次官通知に基づいて、イタイタイ病を疑わしきは救済という認定条件をきめてくれるかどうか、これが一つですね。長官としては、きめてくれることを願つていらっしゃると思いますが、したがつて、この七人の委員会でそれがきまれば、十五人

は、おっしゃるとおりでございます。そういう意味で、われわれは、この鑑別診断班といふものをつくりまして、これは各県で一応疑わしい医者なり、あるいはそういう者についていろいろな健

の委員会の従来の鑑別診断班も、十二月二十四日にきめた五地域はだいじょうぶとか、きょうやろうとする二地域はまだいじょうぶとか、そういう前提じゃなくて、こうした新しい認定条件に基づく鑑別診断あるいは救済、それをとられることが望ましいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣（大石武一君）おっしゃるとおりでございます。

○小平芳平君で、長官はこれよく御承知と思

ますが、その白紙委任を受けていらっしゃる委員

会の委員の中に、武内重五郎教授という方はその

両方に入っておられます。その日本の最高権威

者、医学上の最高権威の意見を求めるといふように先ほど来局長が言つておられますか、そうする

と、医学上の白紙委任をしている環境庁が、政府

の最高機関の環境庁がほとんど白紙に近い状態で

医学上の御意見を白紙委任しておりますというそ

の委員の両方を兼ねていらっしゃる方が裁判で、

地域も患者も知らないで、机の上で考えたビタミンD説であったとか、あるいは裁判長から正直に

言えとか、偽証罪になるぞとか、こういうよ

うな、あるいは三井側から資料をもらつて、その資

料によつて判断したとか、いろいろ程度の判断

じや困るじゃありませんか。いかがですか。

○國務大臣（大石武一君）その話については、い

ろいろ各方面からも御意見を承つております。武

内教授が裁判所においていろいろなことを裁判長

から言わされたということは事実じやなくて、むし

ろあたりの不規則発言の中にそういう発言があつたといふように聞いておりますが、それはそれと

して、別として、私は、近ごろ考へるのであります

が、鑑別診断班といふものは医学的な判断をす

るのでござりますから、必ずしも同じような考へ

を持った学者ばかりではなくて、中には、これは

多數では困りますけれども、ごく少数はやはり違

う考への者があつても、学問という意味から、科

学といふ意味からけつこうだと思ひます。鑑別診

断班においては、武内教授が近ごろはイタイイタ

イ病の病因については別な意見を立ててゐるよう

に聞いておりますが、そういう方があつても私は

かまわないと思います。ただ、問題は、いま委託

してありますイタイイタイ病にかかる公害病認定

条件に關する研究という、これは認定条件ですか

ら、この場合、やはり必ずしもイタイイタイ病の

病源、病因について違う考え方、病因について異見

のある人が入るということはどうか、やっぱりこ

れは一応考へなければならぬと思ひます。そういう

意味で、われわれは、はたして武内教授がどの

ようなお考へを持ってゐるか、まだ明確にしてお

りませんので、それで一応主任の重松教授に御連

絡をいたしまして、そして御判断を仰ぐ、いま連

絡をいたしておるところでございます。その御意

見を承りまして、そして一番正しい認定条件がつ

くられるようにいたしてまいりたいと思っており

ます。

○小平芳平君たいへん時間が過ぎて恐縮です

が、最後に、それではお尋ねしますが、イタイイ

タイ病の原因はカドミウムであるかないか、こう

いうことを争うわけですね。

そこで、十五人の委員の中には、イタイイタイ

病の原因がカドミウムであるという方が何人、な

いとう方が何人ですか、これが一つ。それから、

先ほどの予算も百五十万円、四百万円という予算

ではほんのもう汽車賃と昼めし代くらいですが、

でお願いしているのは、これはイタイイタイ病の

こういふようなことで環境庁は何を研究してもら

おうとしているのか。この二点について。

○國務大臣（大石武一君）私どもは、鑑別診断班

でお願いしているのは、これはイタイイタイ病の

原因がカドミウムであるかないかということでは

ございません。いろいろ検査をしました、精密検

査をしました患者がイタイイタイ病患者であるか

ないかということでござります。その判断をする

ことでござります。われわれは、行政的にはイタ

イイタイ病の原因はカドミウムときめてあります。これは、ただし、科学の社会におきましては、そういう意味からけつこうだと思ひます。鑑別診断班においては、武内教授が近ごろはイタイイタ

学の道だと思います。そういう意味で、この鑑別

診断班には、おそらく十五人のうち一人くらいは

なん死んだと、若死にしましたと、そういう状況

なんですね。作業員の人は、みな外部から見えておつたのでよくわからないが、背の高い岡田とい

う人もなくなつたのだ、いろいろそういうこと

が言われております。現在は、倒つておるマスが

全部カドミウム説と思ひますが、そういうことでござりますので、そのような少數の意見の違う方

がおられても、私は、正しい鑑別診断のそれが障

害にならないと考えておるわけでござります。

あとの部分につきましては、局長から御説明いたします。

○政府委員（船後正道君）四十七年度の予算は、

先ほど申しましたように、この種の委託費で額

三千六百万円でございます。その範囲内におきま

して、四十七年度、このイタイイタイ病患者につ

きましてどの程度を支出するか、実行予算の際には十分検討いたしたい、このように考えておりま

す。

○内田善利君先日も亜砒酸公害が議題になつた

わけですが、私、あちこち亜砒酸鉱山を見てまい

りまして、どうしても疑問に感ずる点がまだあり

ますので、この点についてお伺いしたいと思うわ

けですが、環境庁長官、午後はいらっしゃらない

という話なので、環境庁関係に焦点をしぼりなが

ら質問していきたいと思います。

先日の委員会だったと思ひますが、どうしてこ

ういう亜砒酸公害が今までわからなかつたのか

という質問があつたと思ひますけれども、これも

私は強く感ずるわけです。どういったことでこの

私質問していきたいと思います。

先日の委員会だったと思ひますが、どうしてこ

ういう亜砒酸公害が今までわからなかつたのか

という質問があつたと思ひますけれども、これも

私は強く感ずるわけです。どういったことでこの

私質問していきたいと思います。

○國務大臣（大石武一君）いろいろな鉱業につきましては、やはり非常に、何といふんですか、近

代化が依然おくれておつたと思います。昔から佐

渡の金山この世の地獄と言われておりますよう

うわけです。現地の方々にいろいろ聞いてみます

と、もうみんな死んだと、作業しておつた人はみ

んな死んだと、若死にしましたと、そういう状況

なんですね。作業員の人は、みな外部から見えておつたのでよくわからないが、背の高い岡田とい

う人もなくなつたのだ、いろいろそういうこと

が言われております。現在は、倒つておるマスが

全部カドミウム説と思ひますが、そういうことでござりますので、そのような少數の意見の違う方

がおられても、私は、正しい鑑別診断のそれが障

害にならないと考えておるわけでござります。

あとの部分につきましては、局長から御説明いたします。

○政府委員（船後正道君）四十七年度の予算は、

先ほど申しましたように、この種の委託費で額

三千六百万円でございます。その範囲内におきま

して、四十七年度、このイタイイタイ病患者につ

きましてどの程度を支出するか、実行予算の際には十分検討いたしたい、このように考えておりま

す。

○内田善利君先日も亜砒酸公害が議題になつた

わけですが、私、あちこち亜砒酸鉱山を見てまい

りまして、どうしても疑問に感ずる点がまだあり

ますので、この点についてお伺いしたいと思うわ

けですが、環境庁長官、午後はいらっしゃらない

という話なので、環境庁関係に焦点をしぼりなが

ら質問していきたいと思います。

先日の委員会だったと思ひますが、どうしてこ

ういう亜砒酸公害が今までわからなかつたのか

という質問があつたと思ひますけれども、これも

私は強く感ずるわけです。どういったことでこの

私質問していきたいと思います。

先日の委員会だったと思ひますが、どうしてこ

ういう亜砒酸公害が今までわからなかつたのか

という質問があつたと思ひますけれども、これも

私は強く感ずるわけです。どういったことでこの

私質問していきたいと思います。

○國務大臣（大石武一君）いろいろな鉱業につきましては、やはり非常に、何といふんですか、近

代化が依然おくれておつたと思います。昔から佐

渡の金山この世の地獄と言われておりますよう

う

わけ

です。

現

地

の

方々

に

い

る

い

う

と

思

ひ

ます

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

公害その他の問題を引き起こしておると思います。しかし、それは過去のこととて、いますぐどのようなことをしましても、それをすぐ戻すわけにはまいりません。したがつて、あと始末をできるだけよくするというのがわれわれの一番いいやり方だと思います。そういう意味では、第一に、今後そのような砒素の災害を起こさないように、まずそのあと始末をやらなければならぬと思います。そのことにつきましては、もちろん通産省が中心となりまして、あらゆる坑廃水あるいはズリなり、鉱滓なり、そういうものを十分に検討いたしまして、水質なり土壤の検査を十分にいたしました。それに問題があれば対策を講ずることが大事だと思います。

それから、もう一つ、患者の問題であります。

はたしてその砒素中毒の患者だったかどうか、こ

ういうことをやつぱり十分に、できる限り努力を

して検査をいたしまして、そらしてそれに対する

処置を講ずることたとえば公害病であるか、あ

るいは公害病患者としてこれを救済できるのか、し

かし、もし公害病でなかつたならば、どんな方法

があるか、そういうことは、労働省なり、厚生省

なり、われわれなり、みんなで相談をしてきめな

きやならぬということをございまして、まあ、そ

のよくなうことしか、いまのところ、できることは

ないじやないかと考えております。

○内田善利君 長官、そう言われますけれども、

土呂久は確かに調査がなされたようです。また、

広域調査をして、漏れた方々も調査すべきじゃな

いかといふことで、この委員会でもお願いしたわ

けですが、確かに行なわれたようでござります

が、松尾鉱山周辺の住民検診、いまの木浦鉱山周辺

の住民検診あるいは農作物等その他の生活被害に

対する調査などは、まだ全然手がついていないよ

うに思つてますけれども、この点はいかがでしょ

う。

○国務大臣(大石武一君) その新木浦の鉱山の問

題も、最近われわれも認識しただけで、実際、

おっしゃるとおり、ろくに手がついておりません。

これはいままでやはり世間から隔離されており

ました問題だけだ、一々これを掘り起こしてすぐ

全部に手を回すということはなかなか不可能でござります。幸い通産省さんがこのようない休廃止鉱山について、問題になるようなものを選んで、これが一々点検をしておりますから、それと連絡をとりながら、また、通産省さんでは患者のほうに手が及ばないですから、そういう方面はわれわれが担当いたしましたして、そらしていろいろな調査の手を進めてまいりたいと思います。今まで

は、そういう情報もありませんし、手が伸びません

で、おっしゃるとおり、何もしておりませんでし

たけれども、このような方法並びに、幸いにいま

いろいろな市民運動が盛んになりました、こうい

うことがだんだん表に出るようになりました。こ

れは非常にありがたいことです。われわれとして

は、ときどきおしかりを受けますけれども、非常

にけつこうなことでござりますから、こういうこ

とでいろいろとわれわれのおしりをたいていた

だして、そらしてできるだけ調査をしたい、救済

することができますが、鉱煙については、休止いたして

ましても三つ態様があるわけでござります。一つ

は、鉱煙と申しますか、煙、それから二番目は坑

水、廃水の中に砒素またはカドミウム等の重金属

が含まれるという問題、それから三番目は捨て

石、それから選鉱のときに出来ますスライム等の流

出による鉱害の防止、この三つの問題があるわけ

でござりますが、鉱煙については、休止いたして

おりませんので、問題はございません。坑廃水と並び

に捨て石等の堆積場の問題に重点を置いて監督を

してきましたが、坑廃水につきましては

○・五 P.P.M. 以下、

それからカドミウムにつきましては○・一 P.P.M.

以下といふうな基準がきめられておるわけでござります。四十三年、四十五年、四十七年に測定

をいたしました結果によりましては、いずれも基

準を下回つておるといふうな結果が出ておるわ

けでござります。

○内田善利君 下回つておるということですが、

私は、福岡の鉱山保安監督局長からデータをも

らつたんですけども、これは上回つているところ

があるわけですね。きりきり一ぱい、あるいはそ

れを上回つているのがたくさんあるわけです、読

み上げませんけれども、私も向こうに行きました

、選鉱場から出てくるスライム、それから坑口

の土、一ぱい積んであるわけです。これはもう雨

が降つたら流れ出ることは間違ひありません。

これから堆積場のグリ等をとつて分析したわけです

が、これは大分県の工業試験場に依頼して、結果

が出たわけですから、非常に大きなデータが

あつて、私もびっくりしているわけですけれど

も、砒素の場合だけ申し上げますと、選鉱場のスラ

イムが一・三 P.P.M. それから坑口の鉱土です

ね、これが五万三〇〇〇 P.P.M. 五%——これは鉱

石そのものみたいな感じですけれども、五万三〇

九年にかけて、問題になるようなものを選んで、こ

れ以後、休止いたしましてから監督を中止いたし

ておったわけでございますが、四十年代に入りました

巡回監督をいたしてきましたが、おもに重金

属による鉱害防止というふうな観点からの監督を

いたしておるわけでございますが、このときにお

ましても、鉱害防止といふうな観点からの監督を

いたしましたして、四十一年、四十五年と実施を

再開いたしましたが、このときにお

ましても、サンプリングも問題でしょけれど

も、もう砒素を含んで鉱滓あるいは鉱土、

あるいはズリ、こういうものが放置されているみ

たいんですね。山へずっと上がつて行きます

と、もう砒素を含んで鉱滓あるいは鉱土、

あるいはズリ、こういう状況で、これは毒にはならない

のかどうか。雨が降つたりしたら、砒素が水に溶

けることは間違ひない事実ですが、こういったも

のがもうあちこちに見られる。それに、いま応急

手当として、通産省のほうでとめる工事が行な

われておるという現状です。

それから、川の水もとつてきたわけですが、こ

れも砒素だけを申し上げますと、一・二四ミリグ

ラム・パー・リッタ、大体 P.P.M. と同じですか

ら、一・二四 P.P.M. に等しいわけですね。そろ

いつた川の水でも、○・○五 P.P.M. が基準なのに、

こういう大きなデータが出ております。カドミウ

ムも○・一三ミリグラム・パー・リッタ、銅も

二十ミリグラム・パー・リッタ、鉛が○・一五

ミリグラム・パー・リッタ、そういうデータが

出たわけです。

土呂久、松尾鉱山のほうも非常にサンプルをた

くさんとつ帰りました、まだ結果は出ておりま

せんけれども、大分県の工業試験場で分析した

データによりますと、こういう状況でござります。

通産省のほうとしては、そのようなことをな

さつておるわけですが、私は、現地住民に聞きました

と、みんな若者にしていったということなんで

す。米田という方に会いましたが、これは父も早

く死んだし、兄も長兄が三十四歳、次兄が四十歳

で死んだ。これは亞硫酸を実際製造したわけで

す、この人は。そういう状況で、一体、これがなぜわからなかつたかといふことでいろいろ検討してみたわけですが、まず、亜砒酸は毒物劇物取締法で取り締まることができるのかどうか、できな

いのかどうか、この点が一点です。

この間いただきました「亜砒酸の人体に対する影響」という資料によりますと、人体への影響は、許容濃度が○・五ミリグラム・ペー立方メートル、代表的毒物で、致死量は○・一ないし○・三グラムであると、このように、いただいた資料では書いてあるわけです。その他、いろいろな亜砒酸——三酸化砒素ですね、に対するいろいろなデータを教えていただいたわけですねけれども、これが毒物劇物取締法の対象にならなければならぬと、私は、こう思ひうのですけれども、この点、厚生省のほうはいかがなんでしょうか。

○説明員(豊田勤治君) お答えいたしました。

亜砒酸を製造する場合におきましては、先生御指摘のとおり、毒物及び劇物取締法の第三条に基づきまして、「販売又は授与の目的で製造してはならない」という禁制規定がございまして、この毒物であります亜砒酸を製造する場合には、四條に基づきまして、營業の登録をいたさなくてはならない規定がござります。

○内田善利君 その登録はなされておつたかどうかです。

○説明員(豊田勤治君) 新木浦の鉱山の登録につきましては、昭和三十六年十一月の六日に、中島鉱山株式会社新木浦鉱業所亜砒酸製練所として、登録番号一九九九号で、登録品目が亜砒酸として登録されております。

○内田善利君 登録されておるということですが、松尾鉱山は登録されておりませんか。

○説明員(豊田勤治君) 松尾鉱山は登録されておりませんでした。

○内田善利君 私ども調査したところでは、ほとんど登録されてないですね。土呂久と中島鉱業関係のいまの木浦、これは登録されておりませんけれども、ほかは全然登録なし。したがって、毒物劇

物取締法では、いろいろな規制があるわけですが、それでも、製造に対する監視あるいは閉山するときの登録の変更、そういうことなどは厚生省のほうでは全然なされてないと、このように私は承知しておりますわけですが、この点はいかがですか。

○説明員(豊田勤治君) 毒物劇物取締法におきましては、製造しようとする場合に登録するという規定でございますので、実際製造されておるかどうかという点につきましては、私たちのほうでは、たいへん申しわけないと思いますが、監督のしようがないというのが現状でございます。

○内田善利君 十八条の毒物劇物監視員は、監視をしておったのですかどうですか。

○説明員(豊田勤治君) 登録する場合におきましては、都道府県に置きます監視員が参りまして、立ちはだかります。

○内田善利君 なつておるじゃなくて、現実に一応の検査はすることになつております。

○内田善利君 やつたかどうか。この亜砒酸がまつぶすときに、厚生省の監視員が立ち会つたかどうか、全然立ち会つてないわけですね。そうして、ほんとうにけしからぬ話ですよ、厚生省。

もう時間がありませんので、午後から詳しく述べますとやりますけれども、そういうたことで毒物が放置されておつた、九年ないし十年。どの鉱山も同じです。亜砒酸が放置されておつた。これは子供がなめて死んでしまう毒物なんです。

そういう毒物に対する取締法があるにもかわらず、その当時取り締まらないで、山の中に放置してあつたということが今までこの亜砒酸公害がわからなかつた原因の一つじゃないかと、このようふうに思うわけです。もしその当時、この取締法によつてきらつと監視されていたならば、こういった被害は起こらなかつたのじやないかと、このように思ふわけです。

○内田善利君 どうも前のこととは、詳しいことは私もどう言つていいかわからないのでござりますが、確かに、いままでの行政につきましては、日本全体の行政あるいは政治の方向がそ

うだつたでしようが、いろいろな問題があつたと思いますが、これからはやはりみんなでお互いに十分連絡をとりながら新しい政治の方向に向かつていくように、その方向において、このよろくな問題についても十分な調査なり、救済なりをしてい

ます。岐阜県の遠ヶ根、あるいはこの大分県の木浦といふように、亜砒酸による鉱害被害状況が出ておるわけですから、みんな若いときに死んでいつたと、あるいはいろんな山におけるシイタケその他農作物、そりいつた農業等が被害を受けている。そういう状況でござりますので、いま打たれている手は、ズリとめどめとか、防災関係がなされている手は、ズリとめどめとか、防災被害あるいは農作物等の被害について早急に調査をして、被害者救済のほうに早く手を打つていただきたいと、このように思うわけですけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(大石武一君) おっしゃるとおり努力いたします。

○加藤進君 きょうは、本委員会と並行してイタイタイ病鑑別診断に関する研究班の会議が開かれおるはずだと思いますが、ここでは生野鉱山にかかるイタイタイ病の判定が大きな問題にさしかかると思いますが、どうですか。

○政府委員(船後正道君) 本日、鑑別診断班の会合を持っておりますが、この会合で、生野鉱山周辺の健康調査の結果につきまして、ここで御検討願うようにいたしておるわけでございます。

○加藤進君 私は、最初に希望を申し上げておくわけでござりますけれども、この研究班の判定はきわめて重大な内容を持つと思います。この地域の患者の皆さんのがこれから生活にかかわり、健

康、生命にかかわる問題の判定でござりますから、私は、特に端的にお伺いしたいわけでござりますけれども、環境庁ははたしてこの調査について十分確信ある結論をお持ちになつておるかどうか、きわめて疑わしいと思うのです。と申しますのは、一体、このカドミウムの汚染健康調査なきわめて重大な内容を持つと思います。この地域の患者の皆さんのがどのように進行されてきたのか、どのような調査が現に行なわれているのか、

いと存りますが、これに関連して、環境庁長官に御質問申し上げたいと思います。

それは去る十日に開かれました衆議院の委員会においては、環境庁長官は、こういう答弁をさしておるわけであります。環境庁としては、イタイタイ病ではないといふ兵庫県の調査結果は信頼しておるわけですが、この点はいかがですか。

○説明員(豊田勤治君) 毒物劇物取締法におきましては、製造しようとする場合に登録するという規定でござりますので、実際製造されておるかどうかという点につきましては、私たちのほうでは、たいへん申しわけないと思いますが、監督のしようがないというのが現状でございます。

○内田善利君 十八年の毒物劇物監視員は、監視をしておつたのですかどうですか。

○説明員(豊田勤治君) 登録する場合におきましては、都道府県に置きます監視員が参りまして、立ちはだかります。

○内田善利君 なつておるじゃなくて、現実に一応の検査はすることになつております。

○内田善利君 やつたかどうか。この亜砒酸がまつぶすときに、厚生省の監視員が立ち会つたかどうか、全然立ち会つてないわけですね。そうして、ほんとうにけしからぬ話ですよ、厚生省。

もう時間がありませんので、午後から詳しく述べますとやりますけれども、そういうたことで毒物が放置されておつた、九年ないし十年。どの鉱山も同じです。亜砒酸が放置されておつた。これは子供がなめて死んでしまう毒物なんです。

そういう毒物に対する取締法があるにもかわらず、その当時取り締まらないで、山の中に放置してあつたということが今までこの亜砒酸公害がわからなかつた原因の一つじゃないかと、このようふうに思うわけです。もしその当時、この取締法によつてきらつと監視されていたならば、こういった被害は起こらなかつたのじやないかと、このように思ふわけです。

○内田善利君 どうも前のこととは、詳しいことは私もどう言つていいかわからないのでござりますが、確かに、いままでの行政につきましては、日本全体の行政あるいは政治の方向がそ

いろいろ点をはつきりと指摘しておきたいと思いま
す。

時間がありませんので、こまかく質問はできな
いわけでございますから、ここに兵庫県の出しよ
した健康調査の結果に基づいて、この点を私は指
摘したいと思います。

まず最初に予備調査がやられたわけでありますけれども、これは関係の地域を五十四地区に分けました。分けて、その地区的住民を農家と非農家と二つに分けまして、そして全体の住民の中から三十名くらいを無作為にピックアップする、こうしたわけですね。無作為にピックアップした。三名を集めてしまうかというと、その尿を検査したわけですが、三十名の尿はどうして検査されたかというと、一つのつぼに集められた、一つのつぼに尿が集められて、その尿の中に含まれるカドミウムの量が検査されたわけであります。御存じでしょうか。

のカドミウムの含有量等から始めて、次第次第に調査の進め方といがたつて、またそれが、その過程におきまして、ただいま御指摘のように、予備調査といたしまして、三十人平均の尿中カドミウムの濃度が九マイクログラム・パー・リッターということで健康調査の一次調査に入る地域をしばつた。かような報告を受けておりま

○加藤進君 私は、そんな説明を聞いておるわけじゃございません。この予備調査がはたして科学的に信用できるような調査であつたかどうかといふことを確かめておるわけござります。試みに、その地区の中の神崎町の寺野というところの調査の結果を私は指摘したいと思います。

これはすでに荻野医師が健康診断を行ないまして、その結果、この症状はイタイイタイ病の第五期に該当するというふうに指摘されておるAさんで、その結果、この症状はイタイイタイ病の第五期に該当するというふうに指摘されておるAさんという七十七歳の御婦人の例であります。これは尿を調べたところが、一リットルについて四十ミ

リグラムです。ところが、この同じ寺野の先ほど申し上げました平均的なカドミウムの調査によりますと、いろいろ結果が出ております。農家百六十五の検体のうち、三十体が無作為に抽出されました。三十体の中に、はたしてこの四十分グラムのカドミウム汚染を受けておられる患者が含まれておるかどうかは保証の限りでないと思します。三十人が無作為に調査されておる。そして採取された尿がまぜられた平均値は、何と十三ミリグラムになります。十三ミリグラムです。これではたして患者が発見できるでしょうか。こういうやり方がまず最初に予備調査として全地域やられたわけであります。こわは、言うならば、患者をさがすのじゃなしに、患者を振り落とす、こういうやり方に当たりはしなければ、非常な疑問を持つわけでございますが、その詳細にいへども、その点の環境庁の見解はいかがでしゃうか。

○政府委員(船後正道君) 広範な地域を対象といたしまして、漸次詳細な調査に入つていつたわけですが、そのプロセスにおきまして、やはり平均的、統計的な手法も用いたと、かよつて理解いたしておるのでございますが、その詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○加藤進君 ちょっとお答えの前に、時間の都合をたいへん私は心配しておりますので、きわめて簡潔にやついていただきまして、あとで環境庁長官の所見を承りたいと思いますが、いま私が指摘したような方法によつてカドミウム汚染の患者が発見できるかどうか、あるいはカドミウム汚染によるイタタイタイ病と思われるような患者の方たちが見落とされる、あるいは振り落とされるといふような危険性はないかどうか、その保証をつきり聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(大石武一君) いまのお話だけをお聞かなければ、なるほどちょっと疑問がございます。しかし、それは全体の面で、どのような範囲で、どのような計画で、どのような方法でやつたか、

は、何ともいま言いかねるわけでござりますが、もう少し全体の姿がわからなければ、私としても、いやしくも、あれは兵庫県ですか、兵庫と落ちのあるようなことは常識上——まあそう言つたら、いりつけな県であつて、しかも、環境庁と打ち合わせをして、集団検診をする場合に、まさか手落ちのあるようなことは常識上——まあそんう思ひでありますけれども、しっかりとが考えた上で調査いたしまして、お返事申し上げますけれども、ちやあ失礼でありますけれども、しっかりとが考えた上で、それが手落ちのあるような検査はしまないと、思ひであります。まあ、いま初めてそのような疑問を持ちましたので、詳しいことはあとで調査いたしまして、お返事申し上げますけれども、また、いろいろなその後について、われわれ考えなければなりませんが、いまは、まあそんなことをしかお答えできませんで、残念でございます。

○加藤進君 私は、名前まで申し上げませんけれども、兵庫県のその調査の担当官自身がこういろいろなことを言つています。平均値をとるということは確かに問題がございます——これはもうはつきり認めています。しかし、一人一人を調べておるのでは時間がかかり過ぎて困りました、そこで住民の中でどういう傾向があるか、大きな傾向を知りたいので平均値を出したのでござりますと。大きな傾向を調べるだけのいわば予備調査でございまして、これは住民の中にどれだけの患者が実際いらっしゃるか、患者に該当する方があるかどうかを調べるような調査ではなかった、こういう点がわかつてはつきりしておるのであります。こういう調査に基づいて出された県のいわゆる結論的なもの、生野の地域にはイタイタイ病患者は存在しませんでした、将来も起るはずはございません、こういう結論を出されるようではきわめて困るのでございまして、私は、長官がおられるときに一言だけお願ひしておきたいのでござります。されども、あの富山のイタイイタイ病の患者の調査のとき、政府は相当な努力を最後には払つたと申します。この調査のために全国的な権威者を集められて、そしてその地域を全面的に調査研究をするように指導されたと思います。この生野の地域の

た確信を持たれるならば、持たれるだけの私は前問題につきましても、環境庁長官がはつきりとし前提が必要だと思うが、その前提が欠けている。したがって、この際、環境庁として、政府として、一般地域住民が納得のできる、科学的で、これならばだいじょうぶ、安心できるといふような調査研究のシステムをつくっていただきたい、そして調査に入つていただきたい、そのことを要望するわけでございますけれども、環境庁長官いかがでござりますか。

○國務大臣(大石武一君) 御趣旨はよくわかりました。

なお、実態が——実は、そんなことを言うと、まことに申しわけないのであります、実態をまだよく認識しておりませんので、一応よく、調査をいたしまして、それで疑問があるならば、それについて十分に追及してまいりたいと思います。

○加藤進君 それから、これも環境庁長官に要望でございますけれども、きょうの研究班の会議は非公開でございますね、報道陣の方を入れない。きょうは、地元から患者の代表の方たちも来ておられますけれども、シャットアウト、お医者さんたちもこれには参加できない、こういう状態でございます。私は、本来公害の問題を検討するようなこういふ会議は、ガラス張りであつていいと思う。秘密にななくともいいと思う。もちろん、いろいろ度を過ごすような状態を現出してはなりませんけれども、秩序ある状態であるならば、これは公開にして、ガラス張りにして、国民の前ではつきりこのよくな問題についての究明と判定をされるのが当然である。この点を私は要望したいと思ひますけれども、その点は環境庁長官いかがでござりますか。

○國務大臣(大石武一君) 私は、これは非公開とか公開といふ問題ではなくて、これは要するに正しい判断をすることが一番前提でございますから、そういう意味では、雑音の人らないところがでござりますが。

一番いいと思ひます。ガラス張りとかなんとかないで、私は学問の、科学の会議をするところでござりますから、別に一般のしろうとが入らなくても、マスコミが入らなくても、また、役人が入らなくて、も、私は、正しい判断ができるよう思ひますし、いろいろな雜音が入つては、かえつてやりにくいと思います。そういう意味で、私は、非公開とか公開という意味でなくして、十分審議できるような状態を、条件をつくり上げることが大事だと考えますから次第でございます。

○加藤進君 最後に一つ、その点につきまして、私は、一言指摘したいのは、先ほど小平委員も質問されましたけれども、この研究班の構成メンバーについて、十分な納得のいくような構成になつてないといふことです。その内部には、すでにイタイイタイ病につきましても、厚生省の見解、環境庁の見解をも否定するような考え方を持つておられる方がいわば選ばれている。こういうような状態について相当の不信感があるといふことは、これはいろいろなところから聞いています。私は、環境庁が責任をもつて組織される研究班でござりますし、また諮問される重要な機関でござりますから、国民が納得し、国民が信頼できるようないわば研究のシステムと、そして会議の持ち方を要望したいと思ひます。

その点で私の質問は終わらせていただきます。

○國務大臣(大石武一君) 私は、このような研究をする場合には、いろいろな意見の人があつていいと思います。ただ、反対意見の人が多くて、その研究を、結果を左右するようでは困りますけれども、大体において、私は、いままでこの組織は、そう悪いと思いません。あえて個人をシャットアウトしなければならぬほどの必要があるとは考えておりません。これは研究の会合でございますから、いろいろな意見があつてもいい。しかし、結果においては間違いない正しいものが出来ると信じております。

質問をしたいと思ひますけれども、時間の都合上
これで終わらしていただきます。

○委員長(加藤シヅエ君) 午前の会議はこの程度
にとどめ、午後は二時に再開いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時十四分開会

〔理事矢野登君委員長席に着く〕

○理事(矢野登君) ただいまから公害対策及び環境
保全特別委員会を再開いたします。

午前に引き続き、質疑に入ります。

○内田善利君 午前に引き続き、亜砒酸鉱山の問
題を御質問したいと思います。

厚生省に引き続き質問したいと思ひますけれども、先ほどの御答弁では、中島鉱業関係の鉱山だけがこの亜砒酸の毒物劇物の取締法で登録があつたということですが、ほかの——松尾鉱山はこれは日本鉱業だと思ひますけれども、こういつた鉱山は亜砒酸製造の登録の届け出がないわけですから、その他はどうなつてあるのか、この辺。

○説明員(壹田勤治君) 現在、亜砒酸を製造品目として登録をしておりますのは二カ所ございまして、その一カ所は足尾鉱山、それと佐賀関鉱山でございまして、足尾製錬所におきましては古河鉱業株式会社、それから佐賀関製錬所におきましては日本鉱業株式会社が現在登録いたしております。

○内田善利君 この佐賀関は製錬所ですね。亜砒酸鉱山としての製造の登録です。あそこは砒素を製錬しているわけですから、私が聞いているのは亜砒酸です。亜砒酸を製錬している鉱山の取り扱いとしての登録を、日本鉱業は佐賀関製錬所がしているとおっしゃつたけれども、日本鉱業の松尾鉱山はしていないのですから、そこを聞いておるのです。ほかの鉱山で、亜砒酸を製錬する鉱山で中島鉱業以外に登録をしておるところを聞いておるの

○内田善利君 岐阜県の遠ヶ根鉱山です、亜硫酸を製造しているわけですが。

○説明員(豊田勤治君) 登録をしておりませんね。

○内田善利君 ちょっとと聞き漏らしたんですね。

○内田善利君 岐阜県の遠ヶ根鉱山です、亜硫酸を製造しているわけですが。

○説明員(豊田勤治君) 登録をとつております。

○内田善利君 登録しておりますね。

○説明員(豊田勤治君) はい。

○内田善利君 登録しておりながら、遠ヶ根鉱山の場合は十年近く亜硫酸が——十トン、先月三月二十八日に運んだわけです。佐賀関製錬所ですね。そのまま放置しておったことは、これは取締法違反にならないのかどうか。また、土呂久の場合も木浦の場合も、松尾鉱山の場合も、十年ないし二十年の間毒物をそのまま放置しておった。登録しておるけれども放置しておったといふことは、取締法違反にならないかどうか。

○説明員(豊田勤治君) 遠ヶ根鉱山鉱業所の場合は、登録は昭和二十六年九月一日に登録いたしましたして、その後、五年後の昭和三十一年八月三十一日に更新をしなかつたものでございまして、登録はもうすでに失効いたしております。

○内田善利君 適用を受けるということになれば、これは厚生省の行政上の怠慢ではないですか。

○説明員(豊田勤治君) 毒物劇物取締法は、その亜硫酸そのものを業として行なう場合に登録をしなきゃいけないというような法律でございまして、そのものが製造されてそのまま放置されるような場合におきましては、その量的な問題によつて、これが厚生省の行政上の怠慢ではないですか。

○内田善利君 量的な問題と言われますけれども、先ほど申し上げましたように、この毒物は○・一グラムないし○・二グラムで致死量なんですね、これはおたくからいたいた資料なんです。代表的毒物、致死量は○・一ないし○・二グラムである。そういうものは量的も何も私はないと思うのですよ。上呂久の場合は一トンですね、それから、いまの遠ヶ根の場合は十トン、松尾鉱山の場合は知りません。これは通産局に聞けばわかると思いますけれども、一トンとか十トンとかというのは○・一ないし○・二グラムが致死量ですか、どちら、問題にならないと思うのです。どうしてもそれは放置はできない問題じゃないかと思うのですね。これを放置しておったということは、やはり取り締まり当局である、所管省である、責任省である厚生省がこれはやっぱり責任を持つべきじゃないか。大臣が来ていらっしゃないから、きようは詰めませんけれども、大臣の責任問題じゃないか。というのは、どうして被害が今までわからなかつたかということが私は一番残念なわけです。だから、いろいろ調査した結果、厚生省がやっぱり人間の健康を守るという立場から、取締法によってこういう毒物を製造する登録、これも松尾鉱山の場合はしていないわけですから、県庁も通つてないわけですから、当然、厚生省にも書類は行っていない。そういううさんさを露呈していると思うのですよ。小さい個人的な製造業ではなくて、大きな日本鉱業という鉱山が經營しているわけですから、当然、毒物及び劇物取締法によつて登録をすべきじゃないかと思うのですよ。それをしないで放置しておつた厚生省当局、こういった面で考えますと、どうしても、これは厚生省の行政上の怠慢があつたのじゃないか、もしその時点で厚生省がもう少ししっかり行政指導しておられたならば、こういった悲惨な問題は起らなかつたのではないか。行ってみて聞きますと、みんなもう死んでしまいました、仕事をしておつた者

せんという状態でありますから、おそらく当時は悲惨な状況であつたに違いない、三十六年にはそういういた亞硫酸製造をやつておられた方々が反対運動をしておるわけですから。ところが県の当局は、五十メートル以内でなければだいじょうぶだ、そういういたことで、土呂久、木浦でも廃鉱をさらに再開しようとしたわけですね。そういう実情があるわけですから、これは当然厚生省として責任を負うべき問題じゃないかと、このように考えるのですが、いかがでしょうか。

○説明員(豊田勤治君) 鉱山に関しましては、先生御指摘のとおり、現在非常に遺憾な点があつたように見られますので、今後こういう鉱山に対しましても監視体制の充実をはかりまして、強力な指導をやっていきたいと思っております。

○内田善利君 健康被害ということについて、私は、厚生省がまつ先に調査をし、対策を講ずべきじゃないかと思うのですけれども、何でもかんでもそれは環境庁だ、これは環境庁だと——前回の委員会のときもこういった問題をお聞きしたいと思つたのですけれども、いや全部環境庁だと、きのうも、厚生省をひとつ呼んでいろいろお聞きしたいと思いましたけれども、いや、それは環境庁だという非常に逃げ腰なんですね。そうじゃなくして、私は、国民の健康を守る立場から厚生省が一番矢面に立つてがんばつていただきたいと、このようないうのですけれども、どうも環境庁ができるから、責任を転嫁されるようで、非常に私は残念に思つたのですけれども、ひとつの環境庁以上に健康を守る立場からやつていただきたいと、このようになります。

それからもう一つは、木浦の場合、先ほどお話をしましたが、現地住民の方が三人ないし四人で小さなかまをつくつて、そうして亞硫酸を焼いていたといふことです、これはどうなんですか。通産省当局としてはどういうように思いますか。

○政府委員(久良知章悟君) 新木浦鉱山の周辺におきまして、そういうごく小規模の業者と申しま

すが、おそらくこれは正規の業者ではなくて、たまたまその土地にあります鉱石の豊富な鉱区と申しますが、そこで、比較的簡単に亞硫酸の製鍊ができるわ

か、毒物ではないのか、この点はいかがですか。

○説明員(豊田勤治君) 原鉱石は毒物、劇物ではございません。

で、私どものほうも、かなり調査をいたしております。その一部のものは、昭和初期まで地元の人が非常に小規模に稼働しておつたといふような話は聞いたわけですが、どうい

う人が、どういふときに、どういふにやつておつたか、具体的な点については、現在でははつきりとしておりません。そういう事実は一部にあったのではないかと思われるわけでござります。

○内田善利君 それは、当然、登録を申請しなければならないことだと思いますが、私が聞いた方は、許可をもらつておつたということを言つてお

りました。許可をもらつておつたとしても、毒物及び劇物取締法では、七条で取扱責任者を置かなければならぬし、登録あるいは届け出、廢止といふときにも届け出をしなければならない。その後の亞硫酸の状況等はどうなつてゐるのかと聞きました

がわりに含まれておるわけですが、量的に多くなればやはり危険なものと思います。いる砒素は無毒などとは私たちもわかります。だから、もうどこにあるかもわからない、行つたらわからぬことはないけれども、おそらくもう木が見えたりしてわからないだろうということでした。これも即刻点検していただきたい、このよう

に思います。

亞硫酸の鉱石を私は焼いてみましたが、簡単に白い煙が出てきますから、二百度で溶けるということですけれども、昇華してしまうといふことですから、簡単にそういう炭焼きがまと同じことですから、簡単にそういう炭焼きがまと同じようなかつて、できるだけ早い機会に宮崎県側も大分県と相談をして調査基準点を設けたい、そういうふうがあ

りますが、まだ砒素が非常に安易に取り扱われておきまして、そういうふうな業者と申しま

すが、土壤汚染の調査、そういうことが全然まだなされていないわけですが、それでも、先ほど環境庁長官はせひやつていただきたいということですが、農林省としては、土壤汚染の調査はやつておられるのかどうか。特に米の被毒等ですね。土呂久の場合あるいは松尾鉱山の場合、あるいは木浦鉱山、遠

く根鉱山の場合ですね、農林省としては、どのように考えておられるのか、対策をお聞きしたい。

○説明員(川田則雄君) いまお話をありました物質につきましては、農林省のほうは、全国に調査基準点を設けまして、発生源と関連させて全国に調査基準点を設けまして、それで実態把握と、同時に、その後の汚染の進行をチェックする基準点を設けております。その後、そこに汚染があると認められる場合には、環境庁と連絡をとりまして、環境庁のほうで細部調査をやるというような

ことで、両方一体化して汚染の実態を把握するようになつております。

それから、いまお話をありました土呂久につきましては、宮崎県が、御承知のように、以前から調査をやつております。それから岐阜県につきましては、岐阜県から報告が入つておりますが、たぶん、きょうあたりから調査にかかるといふうな話を聞いております。それから、今回の、いまお話をありました木浦につきましては、木浦の町に調査基準点が一点ございまして、それは大部分が、たぶん、きょうあたりから調査にかかるといふうな話を聞いております。それから、この六月にその調査結果が参ることになつております。

なお、御承知のように、木浦のところは、川がいろいろな経緯を経て流れ、落水川、中岳川、北川といふように、宮崎県にも影響がござりますので、宮崎県と現在話しておりますけれども、宮崎県のほうでも、調査基準点を主要なところには何ヵ所か置くようにいたしたい、ただ、現在は、土呂久に全精力を注ぎ込んでおるので、計画としては、できるだけ早い機会に宮崎県側も大分県と相談をして調査基準点を設けたい、そういうふうあ

○内田善利君 ひとつ、先ほども申しますように、健康被害以外にそいつた被害が出ておりませんので、早急に土壤汚染、特に米の被害については調査をやついただきたいというように思います。

それから、松尾鉱山の場合ですが、これも健康診断はまだ全然なされてないわけですから、県知事のお話では、国がやると言ったのでもまだやつていいないと、そういう旨意をお聞きしたわけですけれども、聞くところによりますと、労働者は労働災害関係で調査をやるというので、知事はやつていいのではないかと思いますが、この点の連絡がとれていないように思いますけれども、やはり知事は知事として健康調査すべきじゃないか、さらに、まあ労働省としては労働災害の関係で御調査をすべきであると、このように思うのですが、こういった点はどうのようになつております。

○政府委員(北川俊夫君) 松尾鉱山の問題につきましては、主として従業員に対して砒素の職業病その他の起こる可能性が非常に強い、こう判断をいたしまして、労働省では、二月の下旬に、労働衛生学会の会長以下学識経験者に調査を依頼いたしました。その際に、焙焼炉その他に残つております残留物を東京に持ち帰りましたとして、このほど分析が終わりまして、どういう項目について検診をしますかといふことをきめまして、来月の中旬に、これらの人方の、かつて労働者であつた方々の検診を行ないたいと思っております。現在まで、過去に松尾鉱山で働いた方につきまして把握しましたのは百九十六名でございまして、そのうちにはすでに亡なられた方もござりますので、生存の方で住所の把握できる方についてはなるべく早い機会に検診が受けられるように配慮をしたい。

なお、この検診項目の検討その他につきましては、宮崎県と御連絡をとりながらやつておりますので、労働者の検診を行ないます際に、あわせて住民の検診についてどうするか、一緒にやるのか、

あるいは別個にやるのか、その点につきましては十分連絡をとりながら今後作業を進めたいと思います。

○内田善利君 労働省でおやりになつた分析結果はすぐわかりますか。

あるいは別個にやるのか、その点につきましてはきままでの労働者の追跡調査をいたしまして把握をして、できるだけ労働省のこの健康診断が受けられるように配慮をしたいと思います。

○内田善利君 厚生省ですね、この際、毒物劇物取締法の所管省なんですから、当然健康診断を行なうべきだと思いますが、この点はどうですか。

に、あちこちの鉱山の被害が見えていたわけです。が、こういったことに対しても、現地に行ってみますと、鉱山局のほうで、ズリどめとか、いろいろな措置がされておりますけれども、やはり健康被害状況の調査、また救済、そういう面が非常におくれているように思いますが、こういった点について、環境庁としては、ぜひ早く手を打つていただきたい、このように思うのですが、この点についてお伺いして私の質問を終わります。

○政府委員(小澤太郎君) 休廃鉱の問題、また現在稼働しておる鉱山につきましても同様でござりますが、健康被害を起こすような状態のところを、私どもは、通産省からリストアップをしてもらいまして、一応地質調査、その水質、また土壤の調査をいたしたい、こう考えておるような次第でございます。

○小平芳平君 PCBの汚染について、環境庁長官が退席されましたので、たいへんちょっと話が

通じなくて恐縮なんですが、前の委員会のときに田子の浦のヘドロの処理につきまして、田子の浦

のヘドロ処理、要するに富士川の河川敷で乾燥さ

せて、乾燥したものを持った港に持つて埋め立てる

立てに使っているというのが昨年のやり方なんです。

で、本年もこの田子の浦のヘドロを富士川の

河川敷で乾燥させようという、県のほうではそ

ういう方針を発表しておりますが、しかし、去年の

段階でも非常に地元に問題が多かった。反対があ

かた。ことしの段階では、PCBといら新しい

公害、しかも、水にも溶けない、永久に残るとい

うものが検出されております。したがって、無

処理のまま、従来のようにただ乾燥させて、埋め

立てをおいたのではPCBの絶対量が減らないの

じゃないか、そうすると、現在でも魚が汚染され

ているといったようなことで、太平洋の魚が食べ

られなくなるのじゃないか、これから本格的に生

物連鎖でPCB汚染が深刻化されるのじゃないか

といわれているときに、そういう点を考慮に入れ

ないで、そういう河川敷でやつていいものかどうかということで、前回、長官に質問いたしましたところ、長官としては、この河川敷でかわかずの問題が提起されたので、再検討する必要があると思うと、このように答弁されたわけです。ところ

が、県としても市としても環境庁待ちで、これは環境庁がどうきめるかによって非常に行政当局は便乗するわけですね。ですから、環境庁で、そういうやり方はPCB汚染を太平洋に拡大する、だから考えものだという方針か、あるいは目をつむって、去年どおりのことをやってよろしいといふ方針か、そのことによって非常に県や市は迷うわけですが、この点についてはどのように検討されましたか。

○政府委員(岡安誠君) お話しの田子の浦のヘドロの処理でござりますけれども、いま県が考えておりますのは、お話しのとおり、まずこれを富士川の河川敷に持つてまいりまして、天日乾燥をいたしまして、脱水をして、残りのかすを処理をするという方法、この方法は大体昨年と同じでござります。

違う点でござりますけれども、昨年は、田子の浦のヘドロを取りまして、これは船で富士川河口まで送りまして、それから河川敷に送るという方法をとつたのでござりますけれども、今回予定しておりますのはサンドポンプでございます。ポンプで吸い上げまして、パイプでもつて河川敷まで送泥をするという方法が昨年と違うわけでござります。それから、量も、昨年は結果的には大体十萬トン余りでございましたけれども、今年度は三

で、お話しの、この処理によって環境の二次汚染がないかというお話をござりますけれども、私どもは、まず田子の浦からヘドロを採取するにあたります。

○政府委員(岡安誠君) お話しのとおり、まず

新たに申しますが、昨年はあまり気にいたさなかつたのでござりますけれども、今年度は量も多

いこともござりますし、そういう問題がございまして、悪臭その他問題も、これは昨年いろいろ経験をいたしまして、ほとんど周辺に影響がな

いということになつております。

それから問題は、PCBがどうかという問題が新たに申しますが、昨年はあまり気にいたさなかつたのでござりますけれども、今年度は量も多

いこともありますし、そういう問題がございまして、私は、県に指示をいたしまして、PCBが河川敷の下等に浸透いたしまして、地下

水、また、ひいては海のほうに流出しないよう

に、これにつきましては、実験といいますか、調査をさせたわけござります。で、静岡県でやりました実験結果によりますと、大体河川敷であるとの同じような形の過試験をいたしたわけでござりますけれども、その結果によりますと、廢液

が、静岡の調査によりますと、大体〇・六PPBと申しますが、浸透水中に出てまいりますPCB

とはないというような調査結果も出ておりますの

で、この程度ならば、むしろ田子の浦のヘドロをそのまま放置するよりも、やはりしんせつ化

まして処理をしたほうがよからうと実は考えてお

るのでござります。

○政府委員(岡安誠君) そういう指示をなさるならお尋ねいたしますが、じゃ三十万トン減らして、新しく

出るのは幾らですか。それで、いつになつたらな

くなるのですか。それからまた、新しく出てくる

ヘドロの中に依然としてPCBがあつたらどうし

ますか。

○政府委員(岡安誠君) まあ、現在、田子の浦港

のヘドロは約百二十万トン程度という推定をされ

ております。昨年十万トン程度しんせつをいた

したわけでござりますけれども、お話しのとお

それ置きました、そこに緑地化の計画がございま

す。残りの大半分は、これは埋め立てと申します

ますけれども、完全にSSが除去されておるとい

うわけではございませんので、おそらくヘドロは

ある程度堆積したというふうに考えております。

これは私、ちょっと正確な数字は持っております

けれども、相当カットいたしましても十万トン

以内と思いますけれども、その程度のヘドロはや

周囲の環境につきましては、十分注意してやつたので、あまり影響がなかつたと聞いております。したがつて、これは大量にヘドロを処理するにあたりましては、適当な場所ではございませんけれども、今回の三十万トン程度の処理につきましては可能でございますし、この方法によりますれば、港湾内または港湾外への汚物といいますか、汚染物質の流出は避けられるというふうに実は私たちは考えております。で、現在、静岡県に委託をいたしまして、ヘドロの調査、分析等をやっております。その結果等もくさんの有害物質、特にPCBを含みます有害物質が含まれているというふうに考えられます。それで、お話しのとおり、ヘドロにいろいろな指導をいたしたいと実は考えておる次第でござります。

それから問題は、PCBがどうかという問題が新たに申しますが、昨年はあまり気にいたさなかつたのでござりますけれども、今年度は量も多

いこともありますし、そういう問題がございまして、私は、県に指示をいたしまして、PCBが河川敷の下等に浸透いたしまして、地下

水、また、ひいては海のほうに流出しないよう

に、これにつきましては、実験といいますか、調

査をさせたわけござります。で、静岡県でやり

ました実験結果によりますと、大体河川敷であるとの同じような形の過試験をいたしたわけでござりますけれども、その結果によりますと、廢液

が、静岡の調査によりますと、大体〇・六PPBと申しますが、浸透水中に出てまいりますPCB

とはないというような調査結果も出ておりますの

で、この程度ならば、むしろ田子の浦のヘドロを

そのまま放置するよりも、やはりしんせつ化

まして処理をしたほうがよからうと実は考えてお

るのでござります。

○政府委員(岡安誠君) そういう指示をなさるならお尋ね

いたしますが、じゃ三十万トン減らして、新しく

出るのは幾らですか。それで、いつになつたらな

くなるのですか。それからまた、新しく出てくる

ヘドロの中に依然としてPCBがあつたらどうし

ますか。

○政府委員(岡安誠君) まあ、現在、田子の浦港

のヘドロは約百二十万トン程度という推定をされ

ております。昨年十万トン程度しんせつをいた

したわけでござりますけれども、お話しのとお

それ置きました、そこに緑地化の計画がございま

す。残りの大半分は、これは埋め立てと申します

ますけれども、完全にSSが除去されておるとい

うわけではございませんので、おそらくヘドロは

ある程度堆積したというふうに考えております。

これは私、ちょっと正確な数字は持っております

けれども、相当カットいたしましても十万トン

以内と思いますけれども、その程度のヘドロはや

三十万トン——ことし三十万トン、それから今後も継続的に事業を実施する予定でございますので、一応百二十万トンに達しております現在のヘドロをしめんせついたいたしますれば、また規制がさらに強化されるということござりますので、田子の浦港内のヘドロといたものは相当除去をされると、ほぼ完全に除去をされるというようになります。

P.C.B.に(きましては)ねこしやるとおり、あそここのまま古紙の再生その他がございましてP.C.B.が出ておるわけでござりますので、現在、先ほど申し上げましたとおり、静岡県に委託をいたしましたて、ヘドロのP.C.B.の調査とあわせまして製氏工場からつづりの非出欠品算につきまして

現在その調査をいたしております。まだ結果は出
ておりますけれども、私ども、できるならば、
できるだけ早く排出の規制その他はやつていただき
たいというふうに考えておる次第でござります。
○小平芳平君 百二十万トンが三十万トンさらつ
て、また一年たてばそれ以上たまつちゃうんじや
ないです。とんとんにたまつちゃうんじやない
ですか。あるいはせめて三分の一、十万トン減つ
たとしても、十二年がかりじやないです。しか
も、三十万トン分のその乾燥したものは、港へ
持つてきてほうり投げておくんですか。あとその
何倍も出るわけでしょう、それならどういにはうり
出すんですか。

○政府委員(岡安誠君) 私ども、まだ確定たる計算ではございませんけれども、相当排出の規制をいたして、相当地びしい規制もかかっておりますので、従来のような状況で今後とも田子の浦港にヘドロが堆積するとは考えておらないわけですが、まして、三十万トン程度のテンボでやれば、田子の浦港の中のヘドロはこれはしゅんせつされるというふうに考えております。今回の処理は、先ほど申し上げましたように、一時的に、まあ試験的な部分もございまして、一時的に港内の空地に堆積をするわけございまして、おっしゃるとおり、今後これ以上のしゅんせつをする場合には、

本格的なと申しますか、別途このスラッシュの処理は考えなければいけないというふうに私どもは考えております。
○小平芳平君 ですから、何年でヘドロがなくなり、別途処理を考えるというのは、どう考えるのですか。

○政府委員(岡安誠君) 何年といいますか、たとえば今年度はその計画は三十万トンでござりますけれども、来年度以降の計画はまだ静岡県でも

立っておらないわけがございまして、今後、来年度以降どういうテンポでやるかという問題もござります。そこで何年間でなくなるかということとは、確定のお答えをするわけにはまいりませんけれども、おつしやること、相当に四五年、

れともおこし、るとおり、相当大量に廃棄をいたしましたれば、当然大量のスラッジが出るわけでございまして、このスラッジの処理とあわせて、これはやはりしゅんせつしなければならない。現在、静岡県でも苦慮いたしておりまして、そのスラッジを大量に受け入れるといいますか、まだ処理するあてがないというのが正直なところ現状でございます。私どもは、やはりスラッジの内容分析もいたしまして、もし有害物質が大量に含まれておれば、それなりのやはり処理といいますか、処分方法は検討しなければなりませんし、現在その調査を急いでおる。その性状いかんによりまして安全な処理の場所並びに方法を指示いたしたいと実は考えておるわけでござります。

○小平芳平君 政務次官、この前は大石長官は再考慮するといふやうに言われておりましたたが、いま局長は県当局に指示をしたと言われますが、そういうスラッシュの処理の当てもなく指示をされても困るんじゃないですか。

○政府委員(小澤太郎君) 長官が答弁されましたことは、私、聞いておりませんけれども、概略の方針として言われたと、いま局長が答弁いたしましたのは、具体的な方法を摸索しておるということを申し上げておるわけでござります。

で、先ほどからの御質問伺つておりますて、あとからどんどんどんどん出てくるじゃないか

と、これは御承知のように、大企業につきましては、みずから責任において処理をして、SSSを出さないような処置をさせております。それから中小企業につきましては、終末の共同処理場をやらせると、それも話が進んでおりましたが、いろんなことで多少いまおくれておるような次第でござ

さいますが、そういう方法をもつて新たにSSSを出さないようにする。それからもう一つは、P-C

題でござります。したがつて、その原料はPVCBを出すものを使わざないということを、これは関係省において指示をいたしまして実行さしておなります。こういうことになつてしまつて、SSS並びに

PCBの排出を厳重に実行してやつていく。あれ
せて現在すでに百二十万トン底にたまつておりま
すヘドロを取り上げると、取り上げるにいたしま
しても、実はこれもたびたび御説明を申し上げた
と思いますが、持つていき場所に実は困つておる
わけであります。そこで、とりあえずの措置とし
て、先般は港の近くに積み上げておる、またその
余裕がございますから、これは当分三十万トンの
問題についてはやつっていく、これが恒久的な施設
ではございません。そこで、この富士川の河川敷
にこれを持つていくといふこと、前から計画を
やつておるのでござります。しかし、新しく先生
方の御指摘によりましてPCBの問題が出てまい
りました。そこで、静岡県に依頼いたしまして、

PCBの二次公害を起すかどうかという問題、これを脱水いたしまして乾燥した場合に、その水がどんどん浸透してまいりますと、これがまた二次公害を起します。この試験をしていただきました。その結果は、先ほど局長が申し上げましたように、浸透した水によるところの二次公害といふものはそろ考えられないんじやないか。そこで問題は、脱水して乾燥したヘドロを河川敷に積んで土をまぜてそこに置きますということ、そしてその上を緑化すると、こういう構想でやれば、相当将来にわたって、それがよければ方法が発見されるわけでござります。

そこで、現在その方法について、PCBをいかにして——多少は入っておることは間違いありますから、いかにしてそれを出さないようにするかということのくふうをいま検討しておるといふような状態でございまして、これが長官が言われたこれについての具体的な考え方であり、現在の経過

を局長が申し上げた次第でございまして、そういう方法で全力をあげて、この問題はまあ日本の一つの典型的な問題でございますから、県を督撃する

ると同時に、環境庁みずからもの問題の処理にいろいろあうをいたしまして問題の解決に当たりたいと、こういう考え方でございまます。

に、摸索し検討をすることが必要だと思うんです。局長の言うように、ぼっきり指示をされたって、先々の見通しが何もないのに指示をされたって困るわけですよね。ですから確かに緑化する、そこへ堆積したその乾燥物、ヘドロの乾燥したものの、それにはかの土も加えて緑化すると言う、それじゃ緑化した場合植物にどう影響するかですね、このP.C.B.が、植物にどう影響するか、そしてひいて生物にどう影響するか、地下水にどう影響するか、長い年月にわたって何一つ結論が出ていないことを差しあたって指示をするといふようなことをでは、何ら根本的解決にならないと思うのです。ですから、政務次官のおっしゃることで了解いたしますが、それは大いに摸索し検討し、それで

第一現実問題としては中小企業が自分で処理施設をつくる、そしてとったものを、スラッシュを持っていく先がないのです、現実問題として。これでは局長、どこへ持っていくかと思いますか。

○政府委員(岡安誠君) 現在、ことしの六月二十日以降規制が強化されますので、それを目ざしまして、各中小企業につきましては、共同処理場にかえまして、現在特別処理の施設をつくっておる最中でございますので、まだスラッシュはそういう施設から出ておらないとは思っておりますけれども、おっしゃるとおり、これは集めますと相当な量になりますので、やはり共同処理といいます

か、これを焼却するなり、共同的な処理を指導せざるを得ないというように実は考えております。

大企業につきましては、現在まだ量が少ないので港内等に堆積しておりますけれども、大企業は、将来これは個別に焼却するというような計画を持つておりますといふように私どもは聞いております。

○小平芳平君 それがもう間違いじゃないですか。中小企業でそういうスタッフがまだ出てないところとして言えますか、現に出ているんですから。それが道路や側溝にほうり出してあるものから私たちが検出したのが四七〇〇PPMなんですから。

そういうような判断違いをされでは困るので、政務次官に大いに捜索し検討されることをお願いしまして、要請しまして、次に通産省は昨日業界に指示されましたね。電機製品はすべてPCBの使用を禁止する、九月一日以降禁止するといふことですが、その辺の内容となおかつ残るものは何が残るかということをお答え願いたい。

○政府委員(久良知章悟君) 昨日、メーカー、使用者、輸入業者に対しまして重工業局からPCBをを使った閉鎖系の電機製品についての通達について御説明申し上げたわけですが、基本方針といつましても、この閉鎖系のPCBを使用製品の中で、将来このPCBの回収に万全を期し得ない用途向け、これにつきましては生産、輸入を中止するというのが基本方針でございます。内容について申し上げますと、第一はこの機器のメーカーを対象にいたしまして、第一にこのPCBを使いましたトランス、コンデンサー、それから、これらを用いました電気機器、それと熱交換器といふうな機器は、将来PCBの回収が完全にできないというものにつきましては、おそらく今年の九月一日、その中で熱交換器につきましては七月一日までに生産を中止するといふと、これが骨でございます。

限定をすると、これが第二でござります。

それから、いま申し上げましたように、この特定の用途向けといたしまして、PCBを使いまして、た機器を生産をする場合には、第一に、生産する機種、それから工場の排水処理状況というものを事前に通産省に届け出る。それから、二番目に、

機器の出荷先、それからPCBの回収方法、それからPCBの使用量等につきまして定期的に通産省に報告をすると。それから、三番目に、つくりました機器に、この機器はPCBを使つておるといふことが明示されるような表示をつける、この三つの条件を守ることを通達いたしたわけでござります。

で、この場合に最終使用者の状況等を勘案いたしまして、将来PCBの回収体制といふらうなものが十分でないといふうに通産省が判定をいたしました場合には、そういう機器の生産の中止を要請する方針であるということを明らかにいたしております。

以上がメーカーに対するものでございます。

それから、次に、やはりいま申し上げましたよ

うな機器の特定使用者と申しますが、きわめて限

定をされるわけでございますが、回収が確実に行

なわれるという認定のもとに使用を認められる使

用者でございますが、これに対しましては、今後

うふうな機器の設置にあたりましては管理台帳と

いうものを整備をいたしまして、将来PCBが放

置されるというふうな事態がないよう、PCBの回収に万全の対策をとり得るものに限つて行な

うんだということを明らかにいたしました。この

ような回収体制といふものがとり得る場合であり

ますとも、代替品がある場合には代替品を使う、これによりましてPCBの使用機器を極力少なく

するということを通達をいたしました。

それから、特に電気炉等でかなり多量のコンデンサーを使っておる実情があるわけでござりますが、そういう特定の使用者につきましては、現在設置されておりますPCBを使っておるコンデンサーにつきましても、なるべく早い時期に現在の

設置個所、設置機器の確認を行ないまして、管理台帳を整備をいたしまして、将来の回収体制に備えるということを通知したわけでございます。

それから、なお防衛庁、運輸省、郵政省、建設省に対しましても、機器の調達、管理にあたりましてPCBが放置されることのないよう関係機関への指導方を依頼いたしました。

最後に輸入業者でございますが、ただいまメーカー使用者にそろいきびしい措置をとつたわけでござりますが、外國からPCBを使いました機器を輸入されるというケースが十分予想されるわけでありますので、通産省といたしましても、なるべくそういう機器の輸入といふものは望ましくないわけでございますが、やむを得ず輸入する場合には、その機器の使用者と協力いたしまして、将来のPCBの回収に万全を期するような体制をとることと通牒で指示をしたわけでございます。

それから、なお、通産省といたしまして、必要に応じましては検査を実施いたしまして、PCBの結果PCBを使つておることがわかりまして、将来のPCBを使つておることは、必ずしもPCBに対する監視を強化する意向でございますが、そのためには、輸入業者に対しまして輸入の中止の指揮することにいたしております。

○小平芳平君 そんなに詳しくなくていいんですからね。

私がお伺いしたいことは、以下の届け出をした上で、なおかつPCBを依然として九月一日以降も使用するものはどれかといふこと、それからもう一つは、昨年の総生産が六千七百トンくらいですか、それがどのくらいに減らされるのか。逆に言えば、どのくらい依然としてPCBの生産が残るのか、そういう点についてです。

○政府委員(久良知章悟君) 先ほど御説明申し上げましたPCBについての回収体制を確立いたしました。なお、PCBの使用の製品が生産される

う製品は電気事業、それから電気炉、鉄道用、こういったものに限定される見込みでございまして、PCBの使用量といたしましては、推定でござい

ますが、四分の一以下に減少するといふように見込んでおるわけでございます。

○小平芳平君 そこで、なおかつ、これは問題ありますけれども、四分の一のPCBの生産が残るということについては、じゃ、その生産工場においてどういふことが発生するかということに問題がありますが、その点は次にいたしまして、代替品のあるものは代替品を使うべきなんでしょう。すでにノーノーカーボン紙についてはPCBの使用を禁止して代替品を使わせておる。そしてコンデンサーについて、あるいはその加工する工場においてどういふことと通牒で指揮をしたわけですが、やむを得ず輸入する場合には、その機器の使用者と協力いたしまして、将来のPCBの回収に万全を期するような体制をとることと通牒で指揮をしたわけでございます。

それから、なお、通産省といたしまして、必要に応じましては検査を実施いたしまして、PCBの結果PCBを使つておることがわかりまして、将来のPCBを使つておることは、必ずしもPCBに対する監視を強化する意向でございますが、そのためには、輸入業者に対しまして輸入の中止の指揮することにいたしております。

○小平芳平君 そんなに詳しくなくていいんですからね。

私がお伺いしたいことは、以下の届け出をした上で、なおかつPCBを依然として九月一日以降も使用するものはどれかといふこと、それからもう一つは、昨年の総生産が六千七百トンくらいですか、それがどのくらいに減らされるのか。逆に言えば、どのくらい依然としてPCBの生産が残るのか、そういう点についてです。

○説明員(小幡八郎君) 感圧紙用のPCBの代替品といたしましては、昨年開発されたものが二種類ござります。その成分は一つはアルキルナフタレン系の炭化水素でござります。それからもう一つはアルキルジフェニール系炭化水素でございまして、いずれも塩素を含まない鉱物油系の炭化水素であるということでござります。

○小平芳平君 コンデンサー。

○説明員(関山吉彦君) 電機関係におきましては、トランスとコンデンサーとあるわけでござりますが、トランスの場合は、鉱物油もしくは油を使わない乾式という方式が考えられております。

それからコンデンサーでございますが、コンデンサーも同じく鉱物油もしくはこれとほかのボリップロビン・ペーパーとか、それからメタライズド・ペーパーといふようなものの組み合わせといふようなことが考えられておりまして、鉱物油でござります。

……がりますから、この点につきましての御心配はないものと見られております。

○小平芳平君 したがいまして、これだけ日本の地上と言わば海と言わず、あるいは地球の全体を汚染し尽くそうとするようなこのP.C.B.、しかも、知らないうちに生産され、知らないうちに使われ、自分も知らないうちに使い、こう汚染が深刻になつて急いで禁止しようということなんです

が、いま御説明のあつた代替品につきましては、第三者機関なりあるいは権威ある機関の分析によつて、これこれしかじかで無害ですということを、どうですか、政務次官、そういうことを公表する義務、公表を義務づけるとか、これは法律的にそういう義務がないかもしませんけれども、これだけの地球汚染を引き起こした、したがつて、これからはそらした地球全体の汚染になるようないものではないということを、それぞれの専門家、科学者が納得できるようなものを公表するということはいかがですか。

○政府委員(小澤太郎君) 私は、あまり専門家でございませんが、たとえば先生の御指摘のようなP.C.B.のような問題、これはカネミ油のときから問題になつてきたわけですが、そういうふうに新しく開発された物質、それが人間の健康に有害であるといふようなことが将来もあり得ると思います。したがいまして、先生のお話のように、十分に科学的な検討をし、しかも、これが人体への影響とかなんとかいうものについては特に十分な研究をした上での使用ということが私は必要かと思います。公表するかどうかといふよりも、むしろ、そのようなものを使用するとか、製造するといふようなところで押えていくべきではないかと、なかなか技術が現在までそれほど進んでおらぬといふ欠点もございますけれども、これは日本だけでなしに世界全人類の英知を傾けて、このような問題と取つ組むべきである、こういうふうに私は考えております。

○小平芳平君 環境庁があるいは通産省か、こうした汚染物質を流されたと、まあ流し続けてきた

と、さて、そこで通産省の指導によつて生産は禁止した、禁止しても相変わらずしきうとが見たら

同じものが回っている、けれども、そこは安全ですといふことを——ただ単にこれは安全ですといふだけじゃなくて、それが科学的にこれしかじかで安全ですということは、こうしたP.C.B.の研究をしていらっしゃる科学者にとつても、また、公害をともに受ける国民にとつても、知る権利がある、そう思われませんか。

○政府委員(小澤太郎君) もちろん、知る権利がございます。同時に、局に当たる者がそのようなことの起らぬないようにつとめる義務がござります。権利と義務の問題ではございますけれども、現実にはやはり科学技術の研究、検討といふことが先行いたしますから、あらゆる英知を傾げて人類共通の問題としてやらなきやならぬ、こういう考え方でございますから、そういうような考え方で方向に沿つて國の行政もあるべきである、こうう私考えております。そしてまた、そういう研究の体制なり、その成果の公表なり、あるいはそれに基づいた行政措置なりといふことは、当然しかるべき問題である、これは先生の御指摘のとおりだと思います。

○小平芳平君 通産省、どうですか、これ。そういうことでもたもだちしているから通産省は企業寄付などと言われるんじゃないですか。要するに、日本コンデンサ草津工場にしましても、たんぽの土まで相当の汚染がある。排水用のため池のヘドロから三万二〇〇〇PPMが検出されたということでありましたか、行ってみると、あれは排水用のため池じゃないんですね。全く工場とは関係のないかどろかとにかく、そこから三万PPM、そ

いて足に被害がないのかどうか疑問だ、はだしてたんぼに入つたら足がP.C.B.にやられちゃうじゃないかということまで指摘しておられるわけ

ですよ。したがつて、禁止しました、さあけつこ

うです、御安心ください。済まされないとと思うんですよ。できる限り防除体制とともに、これか

らは安全なら安全だということを、そろした科学

者に納得できるそういうものを公表すべきじゃな

いですか。いかがですか。

○政府委員(久良知章悟君) 新しいいろんな新製品が無害であるかどうかということをきめますことは非常にむずかしい問題であろうかと思うわけ

でございまして、P.C.B.につきましては、戦前からつられておりまして、昭和十九年から生物体の一部のものはP.C.B.が検出をされ始めたわけ

でございますが、やはり四十年代になつて初めて

大きな問題として出てきたわけでございまして、

その間、二十年近いやはり時間の経過というもの

があるわけでございまして、この問題の出初めと申しますか、新製品が出来ましたときに、そういう先を見通しまして安全かどうかということを

きめますためには、やはり新しい考え方に基づく

技術が必要ではないかと思うわけでございまし

て、現在先生御承知のように、テクノロジー・アセスメントと申しますか、技術事前評価といふ

新しいやはり考え方なり、体制を確立する必要

があるわけでございまして、通産省におきまして

も、工業技術院を中心いたしまして、現在それ

に取り組み始めているところでございまして、も

ちろん、御趣旨は先生のおっしゃるとおりでござ

いますし、私どもいたしましても、そういう新しい技術を完成いたしまして、新しいそういう新

製品、それから新しい技術そのものの確立に

早い将来を見通しての安全性といふものの確立に

いるわけでござります。

○小平芳平君 またいすれ……

○理事(矢野登君) 本日の調査はとの程度にとど

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

(題旨)

第一条 この法律は、絶滅のおそれのある鳥類の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)に定めるもののが、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置について定めるものとする。

(特殊鳥類)

第二条 この法律において「特殊鳥類」とは、本邦又は本邦以外の地域において絶滅のおそれのある鳥類で総理府令で定めるもの(その加工品で総理府令で定めるものを含む。)をいう。

第三条 特殊鳥類又はその卵は、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受けはならない。ただし、環境庁長官が学術研究、養殖その他の事由により特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可には、条件を附すること

ができる。

3 前項の条件は、第一項ただし書の許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度の限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第四条 特殊鳥類又はその卵は、輸出してはならない。ただし、国際協力として学術研究又は養

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七七号 昭和四十七年一月十三日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 東京都国分寺市本町三ノ五ノ一四
浅見寿一外三百三十二名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇号 昭和四十七年一月十七日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 東京都新宿区大京町一二社團法人
東京都獵友会四谷支部内 植月浅
雄外二百十五名

紹介議員 片山 正英君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八二号 昭和四十七年一月十八日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 高知県吾川郡伊野町枝川一、〇八
○久万田安馬外千二百八十六名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三号 昭和四十七年一月十八日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(八通)
請願者 宮城県宮城郡宮城町上愛子倉内七
庄子良松外千五百五十四名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八四号 昭和四十七年一月十八日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 東京都千代田区富士見二ノ二ノ一
六社團法人東京都獵友会麹町支部
内 河合繁外百六十三名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八七号 昭和四十七年一月十九日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 栃木県那須郡黒羽町大字寺宿五六
七 佐藤武士外百六十五名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九五号 昭和四十七年一月二十日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 京都府天田郡三和町字荒原中 藤
田勝司外百五十二名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九六号 昭和四十七年一月二十日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 栃木県那須郡西那須野町大字櫻沢
九五 薄井茂外百十四名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九七号 昭和四十七年一月二十日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 静岡県御殿場市東山七三七ノ一二
二千九十七名

紹介議員 畠原 茜幸君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇二号 昭和四十七年一月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 愛知県瀬戸市品野町五ノ三二四瀬
戸市品野獵友会内 加藤良通外七
百六十九名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一二号 昭和四十七年一月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(六通)
請願者 愛知県瀬戸市品野町五ノ三二四瀬
戸市品野獵友会内 加藤良通外七
百六十九名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一二号 昭和四十七年一月二十二日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 栃木県矢板市泉四六〇 石崎武雄
外五百一名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二二号 昭和四十七年一月二十二日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 栃木県那須郡那須町大字伊王野六
九三 峯岸嘉和外三十二名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五七号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 東京都墨田区立川二ノ九ノ五本所
五名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五八号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二十一通)
請願者 名古屋市北区杉栄町四ノ九一名古
屋市連合獵友会内 宮本勝司外千

第一〇三号 昭和四十七年一月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 佐賀県藤津郡太良町大字多良一、
九一二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇四号 昭和四十七年一月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 東京都大田区中央六ノ一ノ一五
清田亮造外百一名

紹介議員 中村 利次君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇八号 昭和四十七年一月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 東京都荒川区荒川七ノ三〇ノ一
日野原長外二百三十六名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一〇号 昭和四十七年一月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 新潟市浜浦町一ノ二六〇 高橋積
吉外五十名

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一四号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 德島県麻植郡美郷村中谷一五一
尾崎順美外二百五十二名

紹介議員 小次米健太郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一五号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 東京都墨田区園塚時三郎外二百二十
五名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一六号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 名古屋市北区杉栄町四ノ九一名古
屋市連合獵友会内 宮本勝司外千

請願者 栃木県黒磯市野間二七ノ二 大野
藤太外二百十名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一七号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一八号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一九号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二〇号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二一号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二二号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二三号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 九二二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一六九号 昭和四十七年一月二十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(六通)

紹介議員 植木 光教君
竹元武雄外八百十三名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七三号 昭和四十七年一月二十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 原 文兵衛君
請願者 東京都中央区月島一ノ一一ノ一二
長谷川高次郎外五十四名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七五号 昭和四十七年一月二十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 堀本 宜実君
請願者 愛媛県松山市一番町県林政課内社
团法人愛媛県獣友会会長 野本広
一外千五百三十名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇一号 昭和四十七年一月二十七日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(二通)

紹介議員 銀井 謙君
請願者 東京都港区南青山三ノ一三ノ二
小山二三人外五十九名

紹介議員 銀井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一三号 昭和四十七年一月二十八日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 川野辺 静君
請願者 式会社渡辺銃砲火薬店舗内清水獣友
会内 加藤清外七百九十一名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二一号 昭和四十七年一月二十九日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 片山 正英君
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町一ノ六
ノ一五 山本信吾外二十三名

紹介議員 片山 正英君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二二号 昭和四十七年一月二十六日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 安吉外四百十三名
請願者 久保田藤磨君

紹介議員 安吉外四百十三名
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二五号 昭和四十七年一月二十八日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 迫水 久常君
請願者 三重県四日市市中部二二ノ五 錦
常広外二十一名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九四号 昭和四十七年一月二十七日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(三通)

紹介議員 八木 一郎君
請願者 佐賀県豊橋市南瓦町八三豊橋獣友
会内 木村道治郎外五百七十二名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九五号 昭和四十七年一月二十七日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(二通)

紹介議員 鈴島 直紹君
請願者 佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿丙
二、四〇〇〇三〇 菅田菊一外百
三十二名

紹介議員 鈴島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一九号 昭和四十七年一月二十九日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(三通)

紹介議員 大分県大分郡湯布院町大字湯ノ平
麻生輝雄外三百八十八名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二〇号 昭和四十七年一月二十九日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(六通)

紹介議員 木村文明外四百十名
請願者 京都府竹野郡弥栄町野中七〇一

紹介議員 木村文明外四百十名
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二一號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 植木 光教君
請願者 札幌市大通西一二丁目 中田克道
外千六百六十九名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二二號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 岩本 政一君
請願者 山岸幸雄外七十三名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二三號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 前田佳都男君
請願者 和歌山市中之島六一社団法人和歌
山県獣友会和歌山支部内 霧谷正
文外百六十名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二四號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 佐々木芳雄外千六百六十二名
請願者 神奈川県足柄上郡南足柄町忍田
一、三三四 佐野一男外八十七名

紹介議員 佐々木芳雄外千六百六十二名
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二五號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(四通)

紹介議員 西田 信一君
請願者 北海道苦小牧市錦町二ノ四ノ一六
佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二七号 昭和四十七年一月二十九日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 矢野 登君
請願者 八一 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井五
八一 栃木県獣友会芳賀北支部内

紹介議員 矢野 登君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二九号 昭和四十七年一月二十九日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(三通)

紹介議員 駒崎久雄君
請願者 札幌市美園三条一丁目 駒崎久雄
外千六百六十三名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二一號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 塚田十一郎君
請願者 新潟県糸魚川市大字大町一三〇
山岸幸雄外七十三名

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二二號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 前田佳都男君
請願者 和歌山市中之島六一社団法人和歌
山県獣友会和歌山支部内 霧谷正
文外百六十名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二三號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二四號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 北海道苦小牧市錦町二ノ四ノ一六
佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二五號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二六號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二七號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二八號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二九號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二一號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願

紹介議員 西田 信一君
請願者 佐々木芳雄外八丈島八丈町大賀郷 菊池

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二六號 昭和四十七年一月三十一日受理
狩獵者団体法制定に関する請願(一通)

請願者 東京都世田谷区代田三ノ八ノ一九
廣田権太郎君外百七十九名

紹介議員 追水 久常君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三五六号 昭和四十七年二月十日受理
狩獵者団体法制定に關する請願

請願者 香川県綾歌郡綾南町大字瀧宮二、五三七 藤井賢外六十名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三五七号 昭和四十七年二月十日受理
狩獵者団体法制定に關する請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町東郷 森豊樹
外百九十四名

紹介議員 刈木 亨弘君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三五六〇号 昭和四十七年二月十日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 東京都江戸川区西小岩三ノ六ノ一
五 遊佐昇外二百八十六名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三七四号 昭和四十七年二月十五日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 岡山県新見市西方二ノ二 三村武
雄外九十五名

紹介議員 黒住 忠行君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八〇号 昭和四十七年二月十六日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 熊本市川尻町一、〇五五 藤本功
外九十九名

紹介議員 國田 清充君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八〇号 昭和四十七年二月十九日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 梅田桂一外百九十一名
実君

紹介議員 沢田 実君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八〇号 昭和四十七年二月二十一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 長崎県北松浦郡小佐々町平原免四
一八 坂下森広外七十九名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八一號 昭和四十七年二月十六日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 佐賀県西松浦郡有田町二、四六二

紹介議員 坂口熊男外三千一名
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五七五号 昭和四十七年二月二十五日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 石川県輪島市町野町東大野 南昭
三外八十九名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二三号 昭和四十七年二月十八日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二十通)
請願者 富山県新湊市今井六二九ノ一 高
倉修外七百四十九名

紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二三号 昭和四十七年二月二十二日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(十一通)
請願者 滋賀県高島郡マキノ町大字中庄
伊吹孝外百九十四名

紹介議員 河本嘉久藏君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八五号 昭和四十七年二月二十六日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 高保正男外三百八十五名

紹介議員 玉置 猛夫君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八六号 昭和四十七年二月二十二日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 香川県高松市東植田町二、七一四
久保正男外三十二名

紹介議員 玉置 猛夫君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四六四号 昭和四十七年二月十九日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)
請願者 岐阜県土岐市土岐津町土岐口二、
一〇一土岐市獵友会内 曽村幸夫
外三百八名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四六五号 昭和四十七年二月十九日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(五通)
請願者 熊本県宇土市浦田町五一熊本県獵
友会宇土支部内 小山近外三百七
十六名

紹介議員 寺本 広作君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四六六号 昭和四十七年二月十九日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 岐阜県益田郡下呂町野尻二一九
百八十一名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五一二号 昭和四十七年二月二十三日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 岐阜市鏡島西河原畑 大野栄外三
八十二名

紹介議員 大松 博文君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五一二号 昭和四十七年二月二十三日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 岐阜市鏡島西河原畑 大野栄外三
八十二名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二六号 昭和四十七年二月二十六日受理
狩獵者団体法制定に關する請願
請願者 群馬県勢多郡大胡町大字大胡一〇
沢田貞一郎外六十名

紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六四九号 昭和四十七年二月二十九日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(二通)
請願者 福島市飯坂町字小滝一八 佐藤秀
夫外二百六十一名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六六〇号 昭和四十七年三月一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)

第六六〇号 昭和四十七年三月一日受理
狩獵者団体法制定に關する請願(三通)

請願者 熊本県本渡市船之尾町一ノ三 大

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六六一號 昭和四十七年三月一日受理

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

狩獵者団体法制定に関する請願(四通)

請願者 長崎市稻田町二〇 江頭清外百八

紹介議員 初村灌一郎君

十二名

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩獵者団体法制定に関する請願(第七二六

号)(第七五七号)(第七六四号)(第八〇二号)

(第八〇三号)(第八三九号)(第八四〇号)(第

八六〇号)(第八九四号)(第八九五号)(第九

五号)

第七二六號 昭和四十七年三月三日受理

狩獵者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 静岡県下田市下田町三ノ二ノ一

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七五七號 昭和四十七年三月三日受理

狩獵者団体法制定に関する請願(二十六通)

請願者 東京都板橋区志村一ノ二二ノ二二

紹介議員 片山 正英君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七六四號 昭和四十七年三月四日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 大分県速見郡山香町大字立石二、
二八六ノ二速見連合獵友会内 手 島義彦外五十五名

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇二號 昭和四十七年三月六日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 群馬県沼田市東原新町一、八〇一

利根沼田獵友会内 相沢初太郎外 八十一名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇三號 昭和四十七年三月六日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町二ノ一社団法

利根沼田獵友会内 相沢初太郎外 八十一名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇三號 昭和四十七年三月六日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 新潟市水道町一ノ五、九三三ノ四

四 星寅治外九十四名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三九號 昭和四十七年三月七日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 福島県相馬郡飯館村飯館字笠石一

四二 愛沢滉男外二十九名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八四〇號 昭和四十七年三月八日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 横浜市南区南太田町三ノ二七〇

五十嵐清外二百九十二名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九一五號 昭和四十七年三月九日受理

狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 横浜市神奈川区金港町二七社団法

人神奈川県獵友会神奈川支部内

宮沢良一外四百八名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三号中正誤

正誤 行段 ベジ

鉱山法

坑内水

坑廃水

上流に

上流で

廃水

昭和四十七年四月四日印刷

昭和四十七年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A